

第二次草加市環境基本計画
(第二版)
(素案)

令和元年 11 月

草 加 市

草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイオキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

(平成 11 年 6 月 5 日制定)

第二次草加市環境基本計画（第二版）

目 次

第1章 第二次草加市環境基本計画の基本的な考え方

1. 第二次草加市環境基本計画見直しの目的.....	2
2. 第二次草加市環境基本計画の位置付け	3
3. 第二次草加市環境基本計画で取り扱う環境の範囲	4
4. 第二次草加市環境基本計画の期間	5
5. 第二次草加市環境基本計画の推進主体	6
6. 第二次草加市環境基本計画の推進期間内における主な社会変化.....	7
7. 総合振興計画から抽出した環境基本計画の主軸要素	8
8. 第二次草加市環境基本計画の見直しの方向性.....	9

第2章 環境像と環境目標

1. 環境像.....	12
2. 環境目標.....	13
3. 環境施策の柱	14
4. 環境施策の総合体系	23
5. 環境目標と持続可能な開発目標（SDG s）との関係.....	24

第3章 環境施策の展開

1. 水環境の保全と創造	28
2. 身近な自然の保全と創造.....	30
3. 低炭素社会の推進	34
4. 生活環境の保全	41
5. 環境に配慮した行動の実践と拡大	43

第4章 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 実行計画の背景	48
2. 実行計画の目的	55
3. 基準年度及び目標年度	55
4. 温室効果ガス排出量の推移	56
5. 温室効果ガス排出量の推計	59
6. 草加市の削減目標	63
7. 温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）	64
8. 適応策の取組方針【草加市気候変動適応計画】	66

第5章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制	72
2. 計画の進行管理	73

参考資料

資料1 草加市環境基本条例	76
資料2 達成目標の状況と見直し理由.....	80
資料3 計画の策定経過.....	83
資料4 草加市環境審議会名簿	84
資料5 温室効果ガス排出量の将来推計手法	85
資料6 用語集	86

第1章 第二次草加市環境基本計画の基本的な考え方

第1章 第二次草加市環境基本計画の基本的な考え方

1. 第二次草加市環境基本計画見直しの目的

本市は、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、平成28年（2016年）3月に「第二次草加市環境基本計画」を策定しました。第二次草加市環境基本計画では、「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指すべき環境像として掲げ、それを実現するために環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできました。

平成31年（2019年）3月には「生物多様性そうか戦略」を策定し、①生物多様性への理解の促進－主流化・生物多様性を「知る」－、②「守り・育てる」－水とみどりの質を向上する－、③市民との協働を推進する－「参加」による向上－の3つの基本方針を設定し、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐための第一歩を踏み出しました。

一方で、第二次草加市環境基本計画策定以降、環境を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

気候変動・エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の環境課題であり、地域にも密接に関わる問題が生じているとともに、これらの解決には、地球温暖化や廃棄物、生物多様性などといった分野ごとの取組だけでなく、横断的な取組による課題の同時解決を目指すことが必要とされています。

このような背景の中、社会経済情勢や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、目指すべき環境像及び環境目標の実現を目指して、令和2年度（2020年度）以降の環境政策を効果的に推進するため、第二次草加市環境基本計画（第二版）（以下「本計画」といいます。）への見直しを行うこととします。

2. 第二次草加市環境基本計画の位置付け

本計画は、「草加市環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取組の指針を明示するものです。

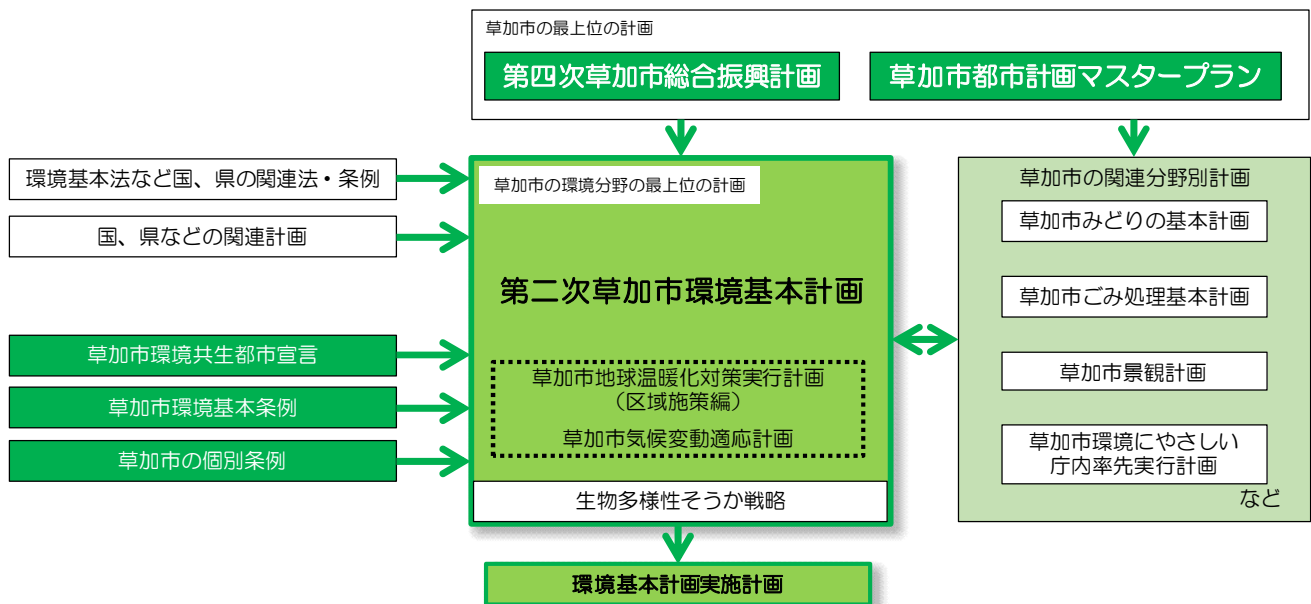
本計画は、「草加市環境基本条例」の基本理念と『第四次草加市総合振興計画』に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置付けられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容について整合を図ります。

「生物多様性そうか戦略」は、特に本計画と密接に関連する計画で、「生物多様性基本法」第13条に基づき、平成31年（2019年）3月に策定されたものです。

なお、本計画の第4章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づく『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく『草加市気候変動適応計画』として位置付けます。

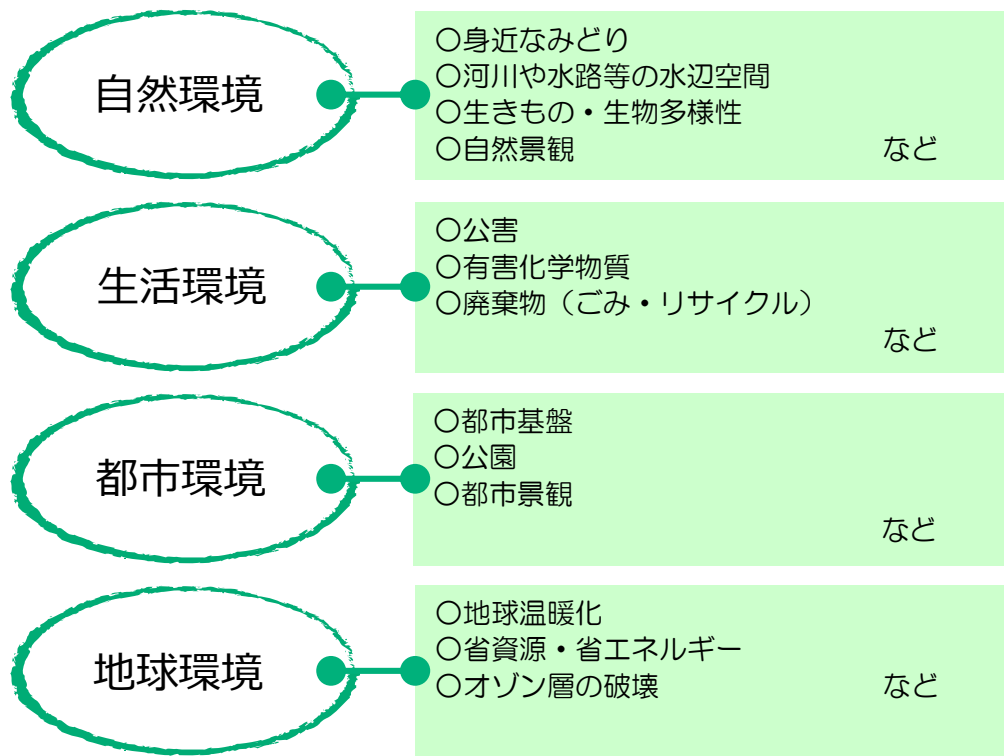
【本計画の位置付け】



3. 第二次草加市環境基本計画で取り扱う環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、今日の環境問題や本市の環境特性を考慮して、次のように定めました。

【本計画で取り扱う環境の範囲】

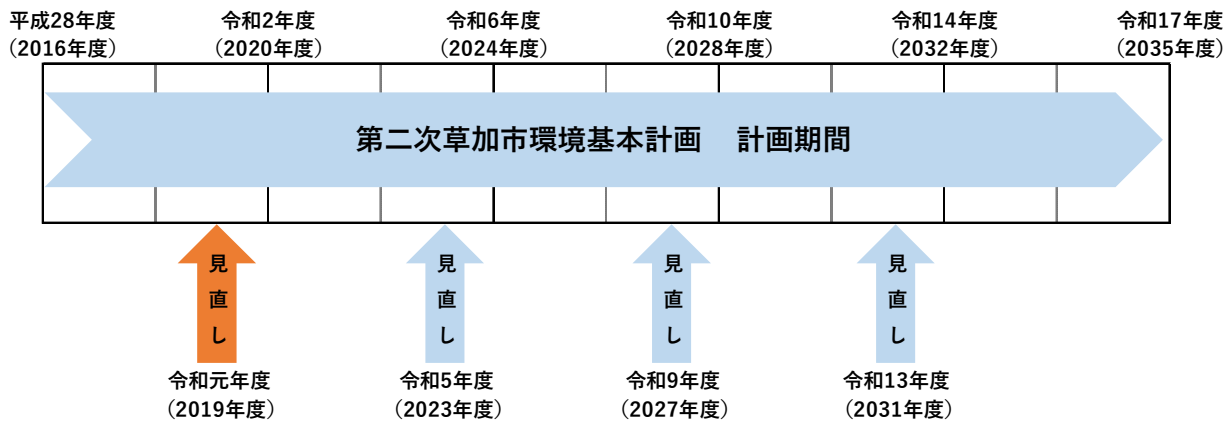


4. 第二次草加市環境基本計画の期間

計画期間は、『第四次草加市総合振興計画』等の計画期間との整合性を図り、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までとします。

ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応するため、4年ごとに見直しを行います。

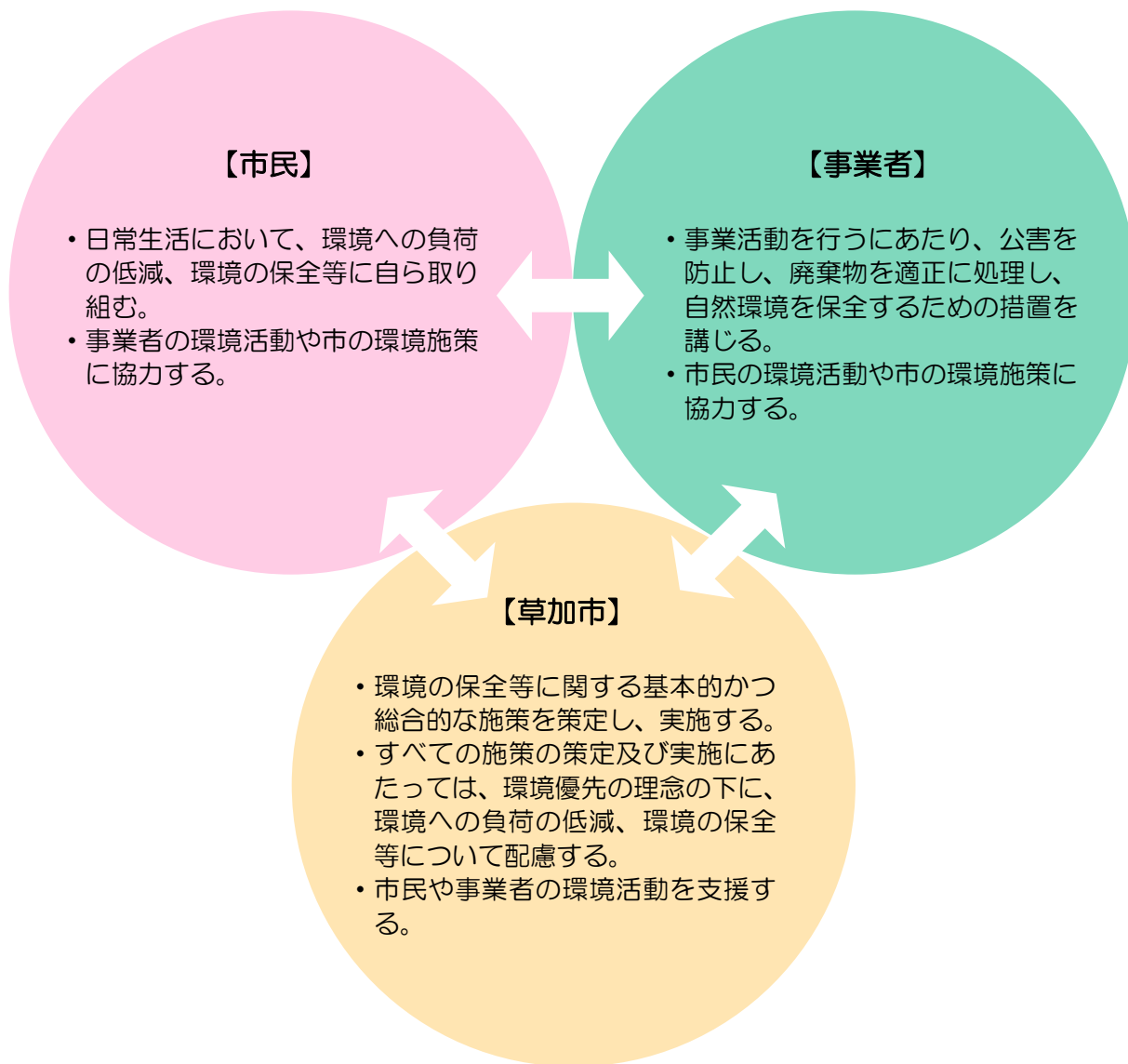
【本計画の計画期間】



5. 第二次草加市環境基本計画の推進主体

今日の環境問題を解決し、私たち、そして次の世代のために、市民・事業者・市のそれぞれの自主的な活動に加えて、三者が協働しながら、本計画の推進を図ります。

【各主体の役割】



6. 第二次草加市環境基本計画の推進期間内における主な社会変化

本計画の推進期間内における主な社会変化を以下に整理しました。今回の見直しにより、これらの社会変化に対応した計画とします。

● 環境課題と社会・経済との関わり

- ・生物多様性条約（CBD）第14回締約国会議（COP14）において令和2年（2020年）以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト2020目標）に関する検討プロセスを協議、エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における生物多様性の主流化が、生物多様性の損失を食い止め、生物多様性戦略計画や持続可能な開発目標（SDGs）の達成にあたり不可欠であることを強調
- ・埼玉県は、平成30年（2018年）2月に「埼玉県生物多様性保全戦略」を全面見直しにより策定
- ・食品ロスが社会問題となり、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を公布
- ・プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目され、生態系への影響やマイクロプラスチック問題が顕在化、「脱プラスチック」の議論に発展
- ・国は、令和元年（2019年）5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」「プラスチック資源循環戦略」を策定
- ・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の広がりにより、企業による環境保全の取組は社会的責任としてだけでなく、企業の成長に不可欠という認識の定着

● 気候変動対策の推進

- ・平成28年（2016年）11月に「パリ協定」が発効
- ・国は、「地球温暖化対策計画」の閣議決定と国の中期目標（令和12年度（2030年度）を目標年度として、「平成25年度（2013年度）比で26%削減」）を設定
- ・国は、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」を公布し、同年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定
- ・埼玉県は、平成28年（2016年）3月に「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」を策定
- ・気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を両輪として推進
- ・生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生物多様性分野における気候変動への適応など、生物多様性の保全は多様な課題における同時解決の手段

● 国の第五次環境基本計画策定 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用した計画の策定

- ・持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定採択後に初めての環境基本計画である第五次環境基本計画が平成30年（2018年）4月に閣議決定
- ・分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- ・重点戦略の展開にあたっては、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視
- ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造
- ・SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
- ・地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動を向上

7. 総合振興計画から抽出した環境基本計画の主軸要素

本市を取り巻く社会変化に加え、『第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画』の「施策 1 水環境の保全」及び「施策 3 環境を守り育てる」を踏まえ、『第二次草加市環境基本計画』の進捗評価から、本計画の見直しの主軸となる要素を抽出しました。

● 身近な水環境の保全・水質浄化対策

- ・市民が水辺に親しみ、さまざまな生物の生息・生育空間となる身近な水環境を保全するため、生活排水対策や工場・事業場排水対策などの水質浄化対策を推進
- ・イベント等の啓発事業や河川の清掃活動による河川環境保全活動への参加促進

● うるおいのある親水空間の創造・維持管理

- ・『生物多様性そうか戦略』との整合を図りながら、生物多様性に配慮した親水空間の維持管理・保全の推進
- ・河川管理者と連携し、多自然川づくりに向けた取組を展開
- ・親水空間としての河川や用水路、ピオトープ等の適正な管理の推進

● 低炭素社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・国や埼玉県をふまえた『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の見直し
- ・日常生活・事業活動における省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガス排出量削減対策の充実
- ・国や県の方針、『第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画』等と連動した低炭素型まちづくりの推進
- ・「気候変動適応法」に則し、『草加市気候変動適応計画』を包含した計画の策定
- ・『第四次草加市環境にやさしい市内率先実行計画』に基づき、市の率先した温室効果ガス削減対策の推進

● 循環型社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・国の『第四次循環型社会形成推進基本計画』に則しつつ、「ごみの発生抑制」「再資源化の促進」「ごみの安定処理」に向けた取組の充実
- ・『草加市ごみ処理基本計画』と整合を図りながら、循環の質も考慮した取組を展開

● 自然共生社会の形成に向けた取組・施策の充実

- ・自然とのふれあい、生きものに親しむことができる場所の保全の推進
- ・「生物多様性基本法」に則しつつ、「生物多様性への理解の促進」「生物の生息・生育環境の保全と再生」「生物多様性の継承」「協働による生物多様性への取組」についての施策を明確化

● 「日常的な習慣」としての環境保全行動の定着・拡大に向けた取組・施策の充実

- ・子どもから大人まですべての世代が環境保全に関心を持つとともに、正しい知識と環境意識を持って、「日常的な習慣」として環境保全行動を行うための意識啓発、自主的な活動を促進させる取組の充実
- ・環境教育及び環境学習の充実、広い世代への情報発信

8. 第二次草加市環境基本計画の見直しの方向性

計画の推進期間内における主な社会変化及び総合振興計画から抽出した環境基本計画の主要要素を踏まえて、見直しの方向性を以下のように定めました。この方向性に基づき計画の見直しを実施しました。

(1) 「第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画」との整合

令和元年（2019年）9月に策定した「第四次草加市総合振興計画 第二期基本計画」において、本計画は「施策1 水環境の保全」及び「施策3 環境を守り育てる」の関連分野別計画として位置付けられており、整合を図りました。

(2) 「生物多様性そうか戦略」に基づいた生物多様性の保全等の取組の強化

平成31年（2019年）3月に本市の生物多様性分野における関連分野別計画となる「生物多様性そうか戦略」を新たに策定しました。本計画と「生物多様性そうか戦略」との整合を図り、生物多様性の保全等に向けた取組を強化しました。

(3) 各関連分野別計画との取組の整合

「草加市みどりの基本計画」や「草加市ごみ処理基本計画」など、本計画の推進期間内に改定が行われた関連計画については、改定内容を本計画に反映し、取組の整合を図りました。

(4) 法令等に基づいた取組の充実

「食品ロスの削減の推進に関する法律」「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」及び「プラスチック資源循環戦略」に基づき、低炭素社会の推進に向けて、食品ロスや廃プラスチックの削減などの3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進する取組を充実しました。

また、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づき、本市における気候変動の影響を整理するとともに、本市と関係が深い分野・項目を抽出し、取組を充実しました。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の導入

国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、本計画にSDGsの考え方を取り入れ、本市における環境目標とSDGsとの関係を位置付けました。

第2章 環境像と環境目標

第2章 環境像と環境目標

1. 環境像

本計画は、「草加市環境共生都市宣言」及び「草加市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、

人と自然が共に生きるまち そうか

を目指すべき環境像とします。

【環境像】

「人と自然が共に生きるまち そうか」

- ・「人」とは：「市民、事業者、行政の三者」と「人間の衣食住に関わるすべての活動」を表します。
- ・「自然」とは：「草加の自然のシンボルである綾瀬川をはじめとする河川や水路等の水辺、田んぼ、屋敷林、公園などのみどり、生きもの」を表します。特に、「河川の水質汚濁」や「みどりの減少」などは、現在、草加の負の存在であり、これをうるおいとやすらぎのある環境に再生したいという願いを込めています。
- ・「共に生きる」とは：「三者相互及び市民同士、事業者同士など人と人の交流」と「人々の生活環境と自然環境の共存」を意味し、これらが一緒に生きていくことや調和することを表します。

【参考：「草加市環境共生都市宣言」（抜粋）】

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

【参考：「草加市環境基本条例」の基本理念】

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 環境目標

本市の目指すべき環境像を実現するための環境目標は、次のとおりです。

【環境目標】

環境目標 1

水環境の保全と創造

～水と共生するまちを創ろう～

環境目標 2

身近な自然の保全と創造

～生きものと共生するまちを創ろう～

環境目標 3

低炭素社会の推進

～地域と地球に優しいまちを創ろう～

環境目標 4

生活環境の保全

～安心で快適なまちを創ろう～

環境目標 5

環境に配慮した行動の実践と拡大

～環境に配慮した行動を実践しよう～

3. 環境施策の柱

先に掲げた5つの環境目標をさらに具体化するために、11項目の環境施策の柱と達成目標を設定しました。

環境目標 1

水環境の保全と創造

～水と共生するまちを創ろう～



本市には、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路が流れており、昔から草加の人々の生活に密着した存在でした。しかし、都市化の進行に伴い、生活排水や事業系排水の流入による水質の悪化のほか、河川改修や用水の暗渠化の進行による生きものの生息・生育地の減少等により、かつてのうるおいのある空間としての魅力を失い、地域の生活から離れた存在になっていました。



綾瀬川と草加松原

このため、本市では、河川や水路等を草加の貴重な自然空間としてとらえ、市民共有の財産とするため、国や流域自治体との協働によって、公共下水道の整備や事業系排水の規制強化等の様々な対策を講じてきました。これらの取組によって、河川や水路の水質は確実に改善されてきています。

今後、水とみどりを生かしたまちづくりをさらに推進し、水質浄化や水量確保、子どもが水辺に近づく親水空間の創造など、水環境の改善を図り、健全な水循環の回復と維持に努めます。

特に、草加のシンボルである綾瀬川は、うるおいと安らぎのあるかけがえのない自然空間として、水質の改善と河川環境の適切な維持管理を図ります。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱 1－1：水質浄化対策の推進

環境施策の柱 1－2：親水空間の創造・維持管理の推進

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
オイカワ等が繁殖できる水質 （綾瀬川の水質基準）	河川類型 B の水質基準	河川類型 C の水質基準

■コラム：河川類型とは？

河川や湖、海などの公共用水域の水質については、「環境基本法」第16条により、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

この環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類があり、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」については、多岐多様な利水目的などを勘案して、川や湖沼、海など個々の水域ごとに水域類型の指定がされています。

本市を流れる河川では、中川、綾瀬川が河川類型Cに、古綾瀬川が河川類型Dに指定されています。

なお、河川類型Cとはコイ、フナなどが生息できる水質、河川類型Bは、オイカワやアユなどが生息できる水質です。また、オイカワ等が生息するためには水質だけでなく、河床の砂地などの周辺環境も重要です。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。

資料：水質汚濁に係る環境基準 別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（環境省）

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を表す指標のことで、溶液中の水素イオンの濃度をいう。 pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性を示す。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量の ことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している物質のことで、数値が大きいくほど濁りの度合いが大きいこ とを示す。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素を示す。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素 が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタ ン等が発生し、悪臭の原因となる。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数 は、し尿汚染の指標として使われている。

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
河川水質（BOD75%値）		
・綾瀬川（中曽根橋）	2.2mg/l 以下	2.5 mg/l
・綾瀬川（手代橋）	2.2mg/l 以下	2.5 mg/l
・古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	3.0mg/l 以下	3.4 mg/l
・伝右川（伝右橋〈下〉）	2.3mg/l 以下	2.6 mg/l
・毛長川（鷺宮橋）	1.9mg/l 以下	2.1 mg/l
・辰井川（上町境橋）	2.9mg/l 以下	3.1 mg/l
河川異常水質事故*件数	0 件	19 件

■コラム：綾瀬川の過去、現在、未来

綾瀬川は、江戸の昔から人々の生活の場として栄え、昭和30年代の初めころまでは、水遊びもできるきれいな川でした。ところが、都市化の進行に伴う住宅地の拡大や中小工場の集中などにより、生活雑排水及び工場排水の流入が増大して水質の悪化が進み、昭和55年（1980年）からは、15年連続全国ワースト1という、最も汚い川となってしまいました。

このため、かつての清流を取り戻そうと、綾瀬川沿いの自治体、河川管理者が集い、平成7年度（1995年度）から『綾瀬川清流ルネッサンス21』計画、平成13年度（2001年度）からは『綾瀬川清流ルネッサンスⅡ』計画を推進し、下水道や浄化施設等の整備の他、「綾瀬川流域クリーン大作戦」や「みんなで水質調査」など、地域の方々の参加による活動に取り組んできた結果、綾瀬川の水質は大幅に改善され、平成12年（2000年）には全国最下位を脱却し、コイ、フナをはじめとする多くの魚が戻ってきました。



昭和45年（1970年）頃の綾瀬川



現在の綾瀬川

本市では、綾瀬川のさらなる水質浄化に向けた取組として、公共下水道の整備や浄化用水の導入、市民の皆さんの参加による事業などを進めています。

近い将来、綾瀬川で水遊びやオイカワを追いかけはしゃぐ子ども達の姿が当たり前の風景となるように、私たちの世代は、うるおいと安らぎのあるかけがえのない綾瀬川の復元に向けて一層の努力を行っていかねばなりません。



オイカワ

*異常水質事故：着色水・濁水、油の流出、魚の浮上死などの水質事故です。

環境目標 2

身近な自然の保全と創造

～生きものと共生するまちを創ろう～



かつて本市は、東京近郊の農業地帯として河川や水路が縦横に流れ、また社寺林や屋敷林の散在した田園風景の広がる、自然と人々の生活が調和した土地でした。昭和 30 年代後半から本格的な都市化の進行により、多くの自然環境が失われ、現在まで残っている屋敷林や農地はわずかしかなかった。これまで良好な水田として残されていた柿木地区や中川周辺なども開発が進み、自然が失われつつあります。

このような生物の生息・生育環境の基盤であり、身近に自然とふれあうことのできる貴重な空間資源を守るため、本市では平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「生物多様性そうか戦略」に基づき、市民との協働や市民団体の自主的な緑化活動などの支援や生きものの重要な生息・生育地となる河川・農地の保全などの取組を強化していきます。

今後はより一層、身近な自然の保全と創造による生物多様性の保全・再生を目指します。こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱 2 - 1 : 生きものと共生するまちづくりの推進

環境施策の柱 2 - 2 : みどりの保全と創出

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内で確認された猛禽類*（鳥類）の子育て（繁殖・営巣）	4 種	1 種

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数	27 種	14 種
公園・広場等の面積	58.19ha	57.82ha
緑化推進団体の数	49 団体	44 団体
ピオトープ保全活動参加者数*	月平均 50 人以上	—

*ピオトープ保全活動：古綾瀬自然ひろば、綾瀬川バードサンクチュアリ、東埼玉資源環境組合第二工場ピオトープ等における保全活動です。

*猛禽類：タカ目、フクロウ目の鳥の総称で一般的には鋭い嘴と爪を持ち、主に昆虫類や哺乳類、鳥類を捕食します。

■コラム：市内のビオトープ

ビオトープは、本市における生きものの貴重な生息・生育環境であるとともに、鳥や昆虫の休憩場所や通り道となっています。

綾瀬川バードサンクチュアリは、綾瀬川の河川敷に草地や池、林など多様な環境をつくっています。市民による維持管理作業が行われており、希少な植物の生息地としても重要な場所です。

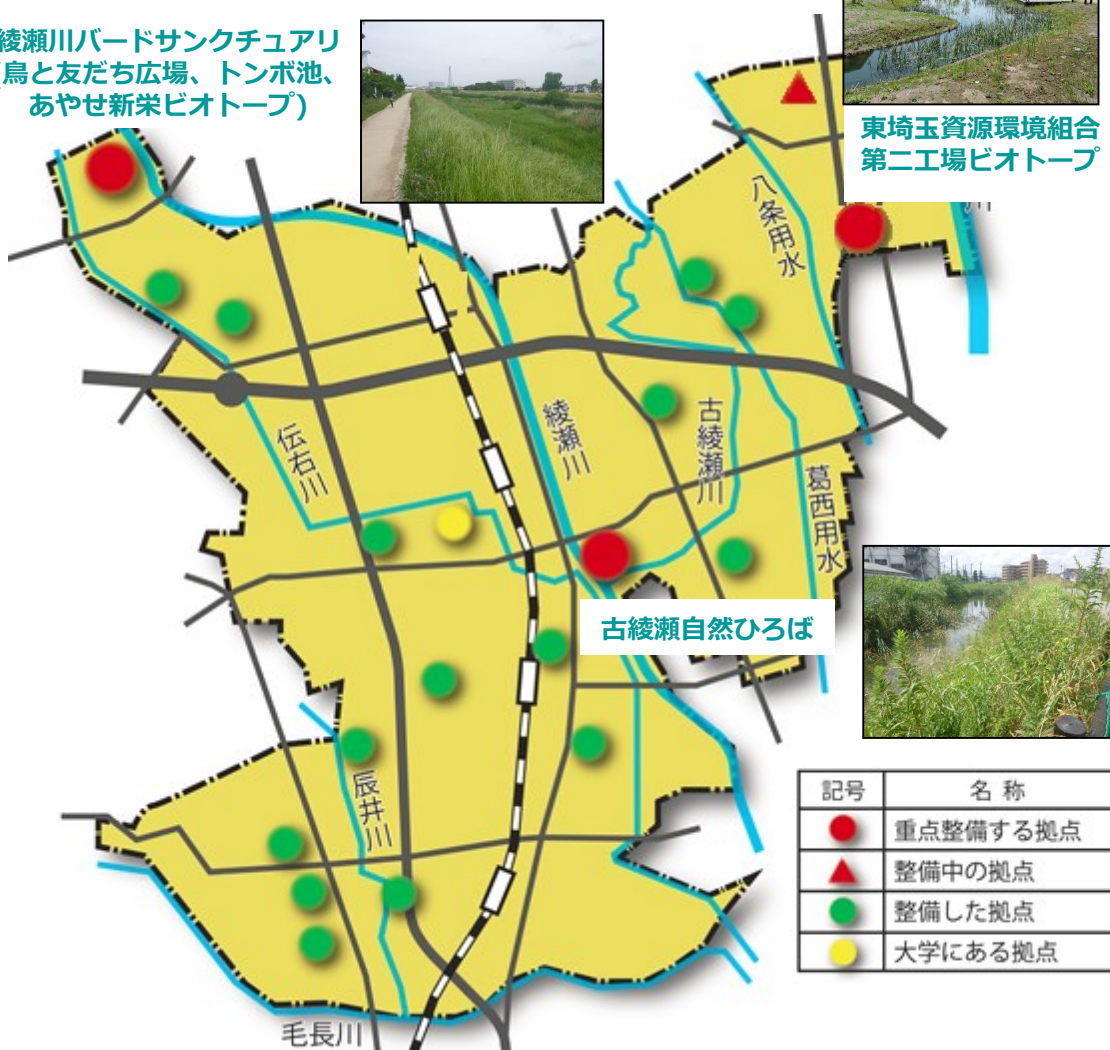
古綾瀬自然ひろばは、綾瀬川と古綾瀬川の合流点につくられた池を囲むビオトープで多くの水生生物やヤモ類が生息しています。

東埼玉資源環境組合第二工場ビオトープは、平成 25 年度（2013 年度）に柿木田んぼの一角につくられた池中心のビオトープです。

綾瀬川バードサンクチュアリ
(鳥と友だち広場、トンボ池、
あやせ新栄ビオトープ)



東埼玉資源環境組合
第二工場ビオトープ

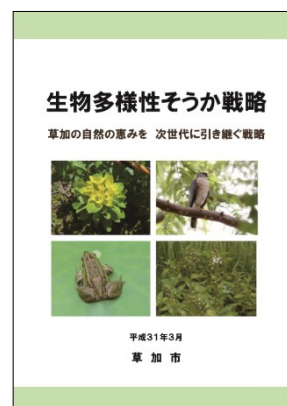


■コラム：生物多様性そうか戦略とは？

私たちの生活は、水や空気、食糧、医薬品など、多様な生きものがもたらす恵みによって支えられています。これらの恵みを将来にわたり享受していくためには、生物多様性の保全が重要です。

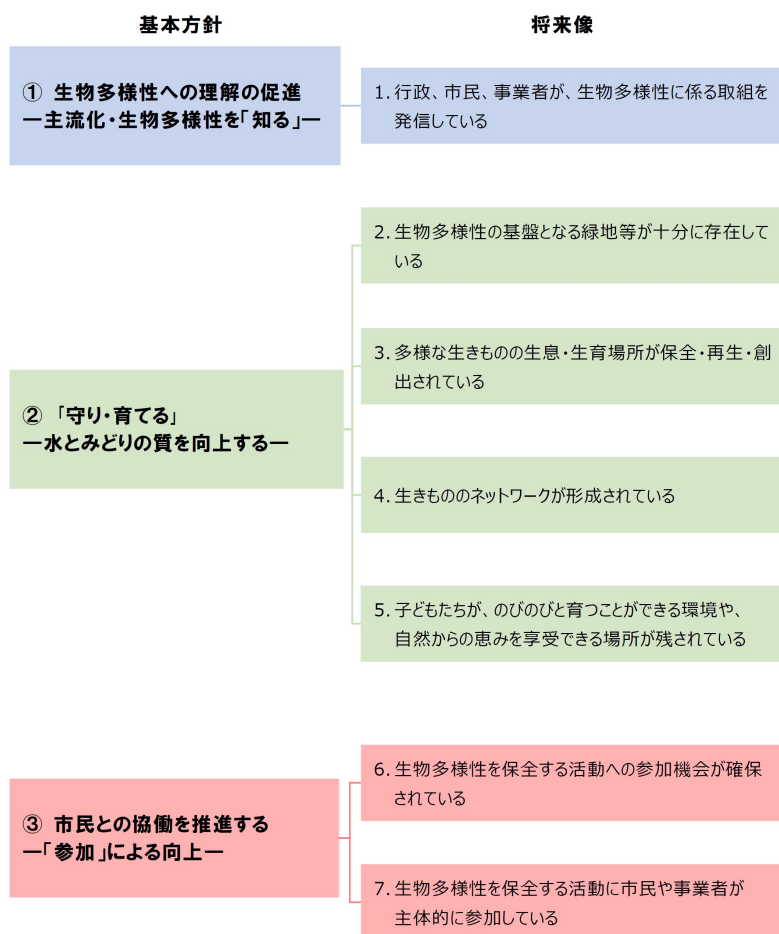
都市化の進展により自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があり、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために平成31年（2019年）3月に「生物多様性そうか戦略」を策定し、以下に示す基本理念に基づく基本方針及び将来像を定め、取組を進めています。

【生物多様性そうか戦略】



基本理念：草加の自然の恵みを、次世代に引き継ぐ

【生物多様性そうか戦略における基本方針及び将来像】



出典：「生物多様性そうか戦略」

環境目標 3

低炭素社会の推進

～地域と地球に優しいまちを創ろう～



私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、消費することで成り立っていますが、近年の社会経済活動の拡大に伴って、資源の枯渇や生物種の絶滅などの環境負荷が高まっています。特に、化石燃料の消費過程で生じる二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの増加は、地球上の気温が上昇する地球温暖化を招いています。

本市においても、野生生物などへの影響やゲリラ豪雨、熱中症の発生など、地球温暖化が原因と考えられる様々な悪影響が現れています。今後数十年間は、温室効果ガスの排出抑制の努力を行ったとしても、ある程度の地球温暖化の影響は避けることができないといわれています。そのため、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会へと転換していくとともに、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を抑制していくことが必要不可欠となっています。

また、国は平成 30 年（2018 年）12 月に「気候変動適応法」を施行し、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して「適応策」を講じることで、被害の防止または軽減を図ることとしており、気候変動の影響に適応できる低炭素社会を構築していくことが必要です。

こうしたことから、次の3つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱 3 - 1：省エネルギー・創エネルギーの推進

環境施策の柱 3 - 2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

環境施策の柱 3 - 3：気候変動適応策の推進

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成28年度（2016年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成 25 年度（2013 年度）比）	896 千 t-CO ₂ （34%削減）	1,277 千 t-CO ₂ （平成 28 年度実績）

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成 25 年度（2013 年度）比）	1,133 千 t-CO ₂ （17%削減）	1,277 千 t-CO ₂ （平成 28 年度実績）
市内の太陽光発電システムの導入容量	21,000kW	18,636kW （平成 28 年度実績）
市民 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量	495 g	503 g
資源化率*	19.8%	18.6%

*資源化率：家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合です。

環境目標 4

生活環境の保全

～安心で快適なまちを創ろう～



工場等の生産活動や自動車による大気汚染、河川・水路等の水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車による大気汚染や騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応が必要であり、重要な問題となっています。

これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない安心なまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない快適で美しいまちなみの形成を目指します。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱4-1：公害防止対策の推進

環境施策の柱4-2：快適なまちなみの形成

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	100%	85.7%
まちなみの美しさに対する市民の満足度*	70%	41.8%

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	92%	85.7%
まちなみの美しさに対する市民の満足度*	50%	41.8%
市内4駅周辺における屋間の放置自転車数	55台	62台

*平成30年度（2018年度）に実施した『草加市市民アンケート』による「そう感じている」と「どちらかといえばそう感じている」を合算した回答割合

環境目標 5

環境に配慮した行動の実践と拡大

～環境に配慮した行動を実践しよう～



生物多様性の危機や地球温暖化の進行など、今日の環境問題の解決には、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した行動へと変えることが不可欠です。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会子どもと大人が一緒になって環境についての正しい知識を学び、学んだ成果を具体的な行動として実践し、さらには日常生活習慣として定着させていくことが必要です。

私たちには、次世代も快適な生活が送れるような「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められています。市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

こうしたことから、次の2つの環境施策を掲げます。

環境施策の柱5－1：学校・地域における環境教育・環境学習の推進

環境施策の柱5－2：環境に配慮した行動及び生活の実践

【長期（令和17年度（2035年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合*	50%	13.6%

*平成30年度（2018年度）に実施した『草加市市民アンケート』による「地域清掃活動や環境学習講座等の環境活動」の回答割合

【短期（令和5年度（2023年度））達成目標】（現状値：平成30年度（2018年度）実績）

指 標	目標値	現状値
エコライフデイへ取り組む市民の数	73,000 人	70,035 人
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度	90%	74%
そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数	年 300 人以上	283 人

■コラム：草加環境推進協議会の活動

「草加環境推進協議会」は、市民・各種団体・事業者等の団体会員で構成された草加市の環境に係る施策、事業の推進を図る団体です。

「草加環境推進協議会」では、市民・事業者・市の相互の意見交換を行う場を設け、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、「そうか環境とくらしフェア」や「綾瀬川再生 21 事業」などを協働により推進しています。

本市が目指すべき環境像の達成のためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。草加の環境づくりに興味のある方は、「草加環境推進協議会」に参加してみませんか。

4. 環境施策の総合体系

第四次 草加市総合振興計画 第二期基本計画		第二次草加市環境基本計画			
中 目 標	小目標 施策 ・ 施策の柱	環 境 像	環境目標	環境施策の柱	取組方針
快適な環境 く環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	水とみどりの まちづくり 水環境の保全 ・ 水質浄化対策の推進 ・ 親水空間の創造・ 維持管理の推進	人と自然が共に生きるまち そうか	水環境の 保全と創造	水質浄化対策の推進	河川浄化対策の推進 公共下水道の推進
			身近な自然の 保全と創造	親水空間の創造・ 維持管理の推進	多自然川づくりの推進 河川環境の維持管理の推進
				生きものと共生する まちづくりの推進	生物多様性への理解の促進 生物多様性の保全 市民との協働活動の推進
				みどりの保全と創出	公園整備や公共用地の緑化推進 民有地内の緑化対策の推進 緑化活動への支援
				省エネルギー・ 創エネルギーの推進	温室効果ガス排出量削減対策の推進 資源・エネルギーの有効活用の推進 再生可能エネルギーの活用の推進 低炭素型まちづくりの推進
環境との共生 環境を守り育てる ・ 低炭素型まちづくり ・ 循環型社会の構築 ・ 自然共生型まちづくり ・ 環境衛生			低炭素社会の 推進	3R(発生抑制・再使用・ 再生利用)の推進	ごみの減量化と分別収集の普及、啓発 環境にやさしい消費者の育成・支援 リサイクルの推進
				気候変動適応策の推進	自然生態系等に関する適応 都市機能に関する適応 人の健康に関する適応 適応策における横断的取組
			生活環境の 保全	公害防止対策の推進	公害防止対策の推進 監視・測定体制の充実
				快適なまちなみの形成	環境美化対策の推進 まちなみ景観の向上
			環境に 配慮した行動の 実践と拡大	学校・地域における 環境教育・環境学習の推進	学校における環境教育の推進 地域における環境学習の推進
				環境に配慮した行動 及び生活の実践	エコライフの普及、啓発 地域の環境保全活動の充実 環境に配慮した活動への支援 環境保全情報の収集と提供

5. 環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画の5つの環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係を位置付けます。

本計画に基づく取組が17のゴール中10のゴールに関係していること、それぞれの環境目標が複数の課題解決につながっていることを明示します。

【本計画における環境目標と持続可能な開発目標（SDGs）との主な関係】

環境目標	持続可能な開発目標（SDGs）との関係
水環境の保全と創造	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任
身近な自然の保全と創造	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
低炭素社会の推進	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
生活環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
環境に配慮した行動の実践と拡大	4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナースhipで目標を達成しよう

■コラム：持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決を目指すという特徴を持っています。

SDGs の実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられ、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGs の考え方を活用して地域における様々な課題の改善に貢献するようなものとする必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



第3章 環境施策の展開

第3章 環境施策の展開

草加の目指すべき環境像を実現するために掲げた5つの環境目標、11の環境施策の柱に沿って環境施策を展開します。

1. 水環境の保全と創造

環境施策の柱1－1：水質浄化対策の推進

草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、多くの河川や水路の水質は、水質汚濁防止法に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進により、改善傾向にあります。

引き続き、より一層の水質改善を目指し、国及び県と協調した水質浄化対策や、生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川浄化対策を実施していきます。

取組方針1：河川浄化対策の推進

1	身近な水路を浄化するため、家庭でできる排水対策（調理くずの排水への流入抑制等）についての周知を行います。	環境課
2	水質汚濁防止のため、工場等に対し、定期的な立入検査や適切な指導を行います。	環境課
3	食用油の排水への流入抑制のため、廃食油の行政回収について普及を行います。	環境課 廃棄物資源課
4	河川の水質を保全するため、浄化槽を適正に管理するように市民・事業者へ指導を行います。	廃棄物資源課
5	河川の水質を浄化するため、河川浄化施設を適正に維持管理します。	環境課
6	冬期に水量が少なくなる農業用水路では、一年を通じて水辺の景観や環境の保全を図るため、希少種に配慮し、浄化用水を導水します。	環境課 産業振興課
7	河川の水質を保全するため、公共用水域の水質を監視します。	環境課

取組方針2：公共下水道の推進

1	公共下水道の整備完了区域においては、下水道への接続を促進します。	下水道課
2	公共下水道の未整備区域については、土地区画整理事業等の進捗状況にあわせて、下水道整備を実施します。	下水道課

環境施策の柱 1－2：親水空間の創造・維持管理の推進

親水空間の創造に関しては、これまで、国や県と協働し、綾瀬川や葛西用水などの河川環境整備を実施してきました。

引き続き、多自然川づくりについて国や県に要望を行っていくとともに、河川環境整備が完了している河川については、適切な維持管理を行っていきます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続していくとともに、「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の確保と保全に取り組んでいきます。

取組方針 1：多自然川づくりの推進

1	治水上の安全の確保はもとより、多様な河川の環境を保全するため、綾瀬川や中川などの改修に当たっては、多様な生きものが生息できる川づくりや景観に配慮した整備を管理者と協議します。	建設管理課 環境課 河川課
---	---	---------------------

取組方針 2：河川環境の維持管理の推進

1	河川環境整備が完了している河川・水路等では、関係機関と協議し、生物多様性への配慮を含めた適切な維持管理を実施します。	河川課 維持補修課
2	綾瀬川水質浄化キャンペーン、自然観察教室等、水辺と親しむ啓発事業や河川の清掃活動により、河川愛護精神の高揚を図ります。	河川課 維持補修課 環境課 下水道課
3	川の水質と生態系を維持できる適切な水量を確保するため、浄化用水の導入等を国や県、流域自治体と連携し継続していきます。	環境課
4	水循環基本法に基づき、地域（流域）で連携し、健全な水循環の保全に取り組めます。	環境課
5	健全な水循環の確保と保全に向けて、さまざまな水辺の生きものの生息状況を調査します。	環境課

2. 身近な自然の保全と創造

環境施策の柱 2 - 1 : 生きものと共生するまちづくりの推進

都市化の進展により自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要がある、草加の自然の恵みを次世代に引き継ぐために、平成 31 年（2019 年）3 月に「生物多様性そうか戦略」を策定しました。

「生物多様性そうか戦略」に基づき、生きものと共生するまちづくりを進めていきます。

取組方針 1：生物多様性への理解の促進（主流化・生物多様性を「知る」）

1	市広報等において、生物多様性の危機の説明や、保全活動の紹介等を盛り込み、市民や事業者への理解を深めます。	環境課
---	--	-----

取組方針 2：生物多様性の保全（水とみどりの質の向上）

1	市内の良好な自然環境については、保存樹林制度等を活用して保全します。	みどり公園課 環境課 産業振興課 都市計画課 開発指導課
2	市内を流れる河川のうち良好な自然環境については、河川管理者と協議して生物多様性に配慮した維持管理保全を実施します。	環境課 河川課 廃棄物資源課
3	学校ビオトープの再生に向けた取組を行います。	環境課
4	ビオトープ等を活用して、地域の希少種などの在来種を保全する活動を実施します。	環境課
5	生物多様性に配慮した購入や工事、維持管理を行います。	すべての課
6	生態系ネットワークや生物多様性に配慮した緑地形成を行います。	みどり公園課 環境課 指導課
7	外来種については、法令等に基づき、適切な防除、対策作業を進めます。	環境課 くらし安全課

取組方針 3：市民との協働活動の推進（「参加」による向上）

1	市民や事業者が参加しての河川や緑地などの維持管理や保全活動を実施します。	環境課
2	そうか生きもの調査を継続し、市内の生物の基礎情報を蓄積し、生物多様性の保全に活かします。	環境課
3	市民や事業者が参加する、生物多様性について知り、考えるイベント、講演会、環境学習講座等を企画・開催します。	環境課 産業振興課 生涯学習課

■コラム：草加に生きる守るべき希少な植物

●キタミソウ【国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）
県：絶滅危惧ⅠB類（EN）】

低地帯の河川敷内に生育する多年草で、夏季は冠水し、冬季は泥湿地になるような環境に生育します。草高は2～5cm、初夏から秋にかけて2.5mmほどの花をつけます。

和名の「北見草」は北海道の北見で初めて採集されたことに由来しています。

埼玉県希少野生動植物種保護条例指定種です。

●ノウルシ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

河川敷や湿地に生育する高さ30～50cmほどの多年草です。4月ごろ、淡黄色の苞(ほう)をもつ小花をつけます。

和名は、茎葉に傷をつけるとウルシ(漆)に似た白乳液が出ることに由来しています。

●タコノアシ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

遊水池、河川敷、水田わきなどの低湿地に生育する多年草です。茎は直立し、草高は50～90cmです。夏から初秋にかけて花が咲きます。

和名の「蛸の足」は、花が並んだ姿がタコの足の吸盤が並んでいるように見えることに由来しています。

●イチョウウキコケ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

水田や池沼の水面に群生するほか、水湿地の泥土上にも群生する小型のコケです。

外形はイチョウの葉に似て扇状半円形で、左右10～15mm、前後4～10mmの大きさです。

●ミズマツバ【国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

水田や畔、休耕田などの湿ったところに生育する一年草です。草高は9cm程度で、夏から秋にかけて花をつけます。

和名の「水松葉」は、輪生している葉が松葉に似ていて水分を好むことに由来しています。

●カワヂシャ【国：準絶滅危惧（NT）、
県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）】

田の畔や川岸、側溝の縁など湿ったところに生育する越年草です。草高は30～60cmで、初夏に4mmほどの花をつけます。



資料：環境省レッドリスト2019、埼玉県レッドデータブック2011 植物編、
APG 原色牧野植物大図鑑、日本水生植物図鑑
写真提供：（公財）埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部

■コラム：草加市における外来種の危機

物流施設や水辺の環境が多い本市では、外来種による生態系による影響が懸念されています。

そうか生きもの調査における植物調査では、273 種もの外来種が確認されているほか、動物においても、アライグマやハクビシン、ミシシippアカミミガメ、オオクチバス、ブルーギル等が報告されています。

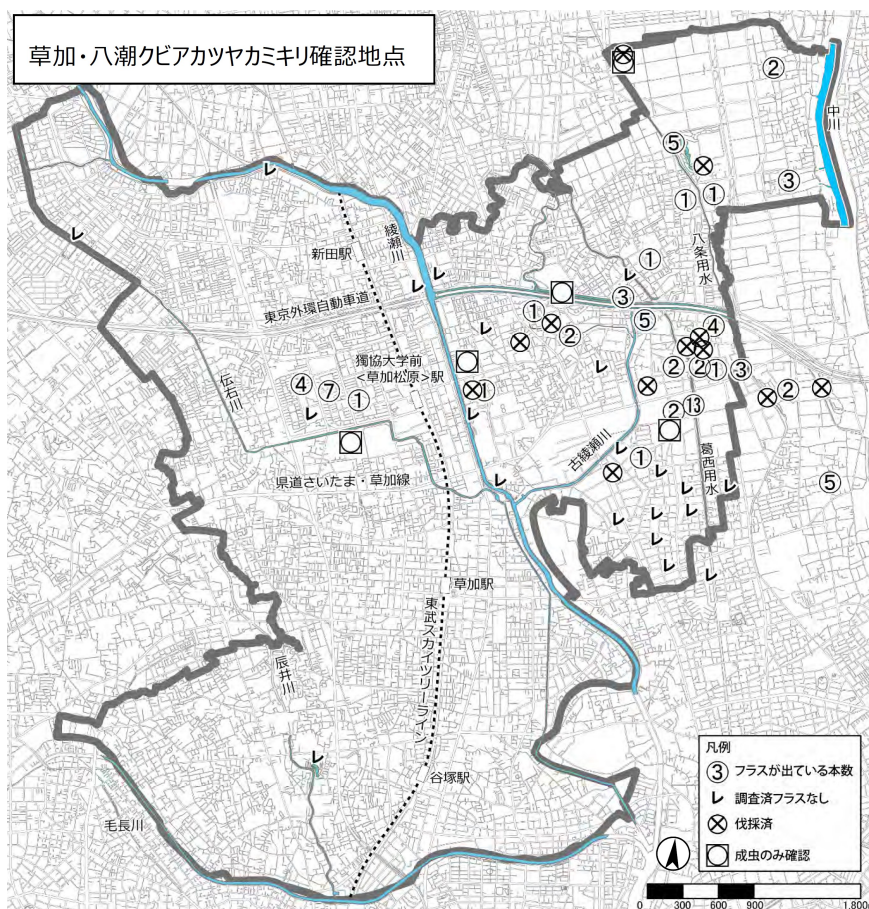
さらに、近年は海外から新たに侵入する外来種も増えつつあり、特に、サクラなどに寄生し、樹木を衰弱させ、枯死させる危険性のある特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが青柳公園周辺を中心に葛西用水沿い桜並木などで生息が確認されており、今後その被害の拡大が懸念されています。



クビアカツヤカミキリ



アライグマ



*フラスとは、木くずと虫の排せつ物が混ざったもの。クビアカツヤカミキリの存在を確認する目安となる。

出典：「提供データ クビアカツヤカミキリの確認地点」

(平成 30 年(2018 年) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部) を一部改変

環境施策の柱2-2：みどりの保全と創出

本市は、建物密度の高い市街地が形成され、用地の確保が容易ではないことから、新たな公園の整備がなかなか進まない状況にあります。引き続き、公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする民有地に残る貴重なみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

取組方針1：公園整備や公共用地の緑化推進

1	自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。	みどり公園課
2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。	みどり公園課 河川課 道路課
3	国指定名勝の草加松原を歴史的特性やにぎわいの創出を踏まえた水辺とみどりの空間として適正に管理します。	みどり公園課 維持補修課 生涯学習課 施設管理者
4	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。	総務企画課 みどり公園課 施設管理者

取組方針2：民有地内の緑化対策の推進

1	民有地に残る貴重な樹林、樹木等は、保存樹林・保存木・保存生垣として、維持管理に対する支援を行い、その保全に努めます。	みどり公園課
2	都市農業を振興し、公園・緑地・その他公共施設の敷地として適していると見込まれる土地を生産緑地地区として指定するとともに、満期を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地への移行を支援することで、農地を貴重な緑地として保全していきます。	産業振興課 都市計画課
3	生産緑地地区を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、より小規模な都市農地の生産緑地地区指定に向けた取組を実施します。	産業振興課
4	大規模開発行為*又は建築行為に対して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やします。	みどり公園課 開発指導課

取組方針3：緑化活動への支援

1	地域で緑化やみどりの保全活動を行う団体の育成、支援などにより、市民主体のみどりのまちづくりを促進します。	みどり公園課
---	--	--------

*大規模開発行為：中高層建築物、開発区域の面積が10,000㎡以上の土地分譲、開発区域の面積が3,000㎡以上の建築行為などです。

3. 低炭素社会の推進

環境施策の柱3－1：省エネルギー・創エネルギーの推進

東日本大震災後、市民・事業者の省エネルギーに対する行動様式が大きく変化し、節電等の取組は「日常的な習慣」として定着しており、市内の家庭及び事業所からの温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

今後は、より削減効果の高い取組行動の定着に向けた支援をしていくとともに、国民運動であるクール・チョイス（COOL CHOICE）運動*の普及、啓発を図ります。

また、自然エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取組を実施し、低炭素型まちづくりを推進していきます。

取組方針 1：温室効果ガス排出量削減対策の推進

1	市内の温室効果ガス排出量の削減のため、排出量の大半を占める家庭・事業所の温室効果ガス排出量の一層の削減対策を推進します。	環境課
2	『草加市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』（エコ計画）を推進し、庁内から発生する温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	環境課
3	施設照明のLED化をさらに推進し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	施設管理所管課 公共工事所管課
4	クール・チョイス（COOL CHOICE）運動の推進に向けた普及、啓発を図ります。	環境課

*クール・チョイス（COOL CHOICE）運動：脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

取組方針 2：資源・エネルギーの有効活用の推進

1	家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供を実施します。	環境課
2	事業者等におけるエコチューニング*の実施などの省エネルギー活動を促進します。	環境課 産業振興課
3	地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。	環境課
4	地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭における HEMS*の導入や BEMS*などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境課
5	「エコライフチェックシート」を活用した家庭の省エネルギー活動を推進します。	環境課
6	エコドライブの定着に向け、アイドリング・ストップやエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	庶務課 環境課 自動車管理所管課
7	雨水の利用と水資源に対する意識を高めるため、雨水貯留施設の設置を進めます。	河川課 環境課
8	行政自らが、省エネルギーを目指し、率先して行動します。	環境課 資産活用課 すべての課

取組方針 3：再生可能エネルギーの活用の推進

1	地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置を促進します。	環境課
2	集合住宅における再生可能エネルギーの導入を呼びかけます。	環境課

取組方針 4：低炭素型まちづくりの推進

1	建築物の新築・改築時においては、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の低炭素化を促進します。	開発指導課 環境課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの低炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境課 施設管理所管課
3	エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	環境課 交通対策課
4	自動車の利用を控え快適に外出できるまちにするため、歩道や自転車通行のための整備を進めます。	交通対策課 道路課

*エコチューニング：低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

*HEMS：一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理します。

*BEMS：業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことで、

環境施策の柱3－2：3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進

ごみ減量を含む3Rの推進については、ごみの総排出量及び市民1人当たりの可燃ごみの排出量が減少傾向にあります。今後は、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置き、食品ロス対策として、食品リサイクルなどについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。

また、使い捨てプラスチックごみなどによる海洋の汚染が世界的にも問題になっており、本市でも使い捨てプラスチックごみの削減に向けて、事業者に対する包装の簡素化や市民に対するマイバッグ持参などをさらに推進するとともに、市民にマイ箸やマイボトルの積極的な利用を呼びかけるなどの普及、啓発を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

取組方針1：ごみの減量化と分別収集の普及、啓発

1	ごみの減量化のため、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む3Rを推進します。	廃棄物資源課
2	ごみの減量化・分別収集を進めるため、市民と協働で、クリーンふるさと運動等の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
3	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	ごみの減量化・分別収集を進めるため、リサイクル施設等の見学会を行います。	廃棄物資源課
5	生ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	廃棄物資源課
6	事業者による過剰在庫や返品、製造過程等から発生する食品廃棄物を抑制・減量するため、食品リサイクルの取組などについて、市民・事業者に対する理解と関心を深めます。	廃棄物資源課 くらし安全課 産業振興課
7	家庭や飲食店等に対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	廃棄物資源課
8	講座の開催などによるエコ・クッキング*についての普及、啓発を行います。	環境課
9	宴会等の「食べきりタイム」（宴会終了前15分）を推進します。	廃棄物資源課

■コラム：3R、5Rとは？

「3R」とは、ごみを減らすための「R」ではじまる3つの行動を指しています。

1つ目は不用となるもの（ごみ）を出来るだけ減らし、なるべくごみが発生しないようする「Reduce」、2つ目は新たなごみを生み出さないために、物を大切に使い、繰り返し・長く使うことを心がける「Reuse」、3つ目は分別することで資源として集められた物を新しい製品の原材料などとして再生利用する「Recycle」です。

最近では、これらの取組に、ごみのもとになるものを買わない・貰わないようにする「Refuse」と、壊れたものは修理をしてできるだけ長く使うことを心がける「Repair」を加えて、「5R」として取り組む動きもあります。

*エコ・クッキング：環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ることです。

取組方針 2：環境にやさしい消費者の育成・支援

1	買い物時のレジ袋の使用量削減とポイ捨て防止のため、事業者が簡易包装を心がけ、市民がマイバッグを持参するように普及啓発活動を行います。	くらし安全課 環境課 産業振興課 廃棄物資源課
2	消費者の立場として、市は「グリーン購入調達方針」に基づき、グリーン購入を推進します。	環境課 すべての課
3	市民にマイ箸やマイボトル等の積極的な利用について呼びかけるなど、使い捨てプラスチック食器の排出量を抑制するとともに、バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用について、市民等とともにイベント等での普及、啓発を行います。	廃棄物資源課 くらし安全課 環境課

■コラム：食品ロスを減らそう

廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうものを「食品ロス」といいます。

日本では、年間2759万トンの食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は643万トンであり、国民一人当たりで換算すると「お茶碗約1杯分(約139g)の食べもの」が毎日捨てられていることになります。

家庭における食品ロスには、次のようなものがあります。

1. 食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまう（例：大根の皮の厚むき）
2. 消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう
3. 食事として使用・提供したが、食べ残して捨ててしまう

ほんのちょっとした心がけで食品ロスは減らすことができます。一人一人が「もったいない」を意識して、買い物・調理など日頃の生活を見直してみましょう。

- ◎ 買い物前に冷蔵庫をチェックして、まとめ買いはできるだけ避け、必要な分だけ買いましょう。
- ◎ 食品に表示されている「賞味期限」を正しく理解したうえで、近日中に食べる予定の食品については、必要以上に賞味期限が長いものは購入しないようにしましょう。
- ◎ 調理の際は食べきれる量に留め、もしも食べきれなかった時は他の料理に作りかえるなど献立や調理方法を工夫しましょう。
- ◎ 外食で料理を注文する際にボリュームを確認し、「食べ切れないかも」と思ったら「少なめにできますか？」とお願いしましょう。もし、量が多すぎて残してしまった場合には、持ち帰りができるかどうか、お店に確認してみましょう。
- ◎ “もったいない”という食べ物への感謝の心を大切にして、「残さず食べる」「感謝の心を持つ」など、食についての習慣を身につけましょう。

取組方針 3：リサイクルの推進

1	リサイクルセンターを中心に空かん、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	廃棄物資源課
2	「家電リサイクル法」に基づき、特定家庭用機器廃棄物を適正に処理します。	特定家庭用機器管理課・施設
3	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。	廃棄物資源課
4	園芸栽培用廃ビニール・廃プラスチックの回収を支援します。	産業振興課
5	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。	公共工事管理所管課 パソコン管理所管課 すべての課
6	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。	公共工事管理所管課
7	庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集を進めます。	すべての課
8	落ち葉、剪定樹木の堆肥等への再生利用を推進します。	みどり公園課 廃棄物資源課 施設管理所管課
9	ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。	廃棄物資源課
10	古着・古布等の回収及び再生利用を進めます。	環境課 廃棄物資源課
11	ペットボトルや食品トレイなどのプラスチックを使用する製品について、リサイクル回収場所や方法等の情報提供等の啓発を実施します。	環境課 廃棄物資源課

環境施策の柱3－3：気候変動適応策の推進

地球温暖化の影響により、本市においても年平均気温が上昇し、真夏日の日数は増加する傾向にあり、それに伴い、熱中症などのリスクが高まっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。

気候変動による生態系や水質への影響を把握するため、モニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などの安全面での対策等を推進していきます。

取組方針1：自然生態系等に関する適応

1	生物季節や生息分布域の変化など生物多様性への影響を把握するため、情報収集を実施します。	環境課
2	気候変動の影響やそれに伴うインフラ対策等に対し、生物多様性（市内在来種や希少種を含め）の保全を図ります。	環境課 すべての課
3	気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。	環境課 産業振興課

取組方針2：都市機能に関する適応

1	地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象の軽減に向けた取組を誘導します。	資産活用課 開発指導課 みどり公園課 総務企画課 環境課 施設管理所管課
2	気候変動により引き起こされる水温の変化によって、水質の変化が生じる可能性があるため、河川水質等のモニタリングを実施します。	環境課
3	光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。	環境課 周知施設管理者
4	渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。	水道総務課
5	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	河川課 環境課
6	全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	危機管理課 建設管理課

取組方針 3：人の健康に関する適応

1	市民・事業者に対してクールシェア*についての情報提供を実施するとともに、市内の公共施設や事業所を「クールオアシスそうか」として設置し、休息施設としての利用を促進します。	環境課 健康づくり課 産業振興課 各施設管理者
2	熱中症の発生を予防するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	健康づくり課 長寿支援課
3	熱中症発症傾向などのデータの蓄積を行い、予防対策などに向けた情報収集を図ります。	健康づくり課
4	日傘・帽子の活用による熱中症の予防を促します。	環境課 健康づくり課
5	イベントの主催者や管理者に向けて、熱中症対策についての周知や注意喚起などを実施します。	環境課
6	デング熱やマラリア等の動物由来感染症*リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康づくり課
7	市民・事業者などに対して、室温に応じた空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。	環境課

取組方針 4：適応策における横断的取組

1	気候変動への適応策について、将来的に周辺環境への影響や問題が生じないように、適切な知識の周知や注意喚起などを実施します。	環境課
2	気候変動適応法に基づき、国や県などの関係機関との連携により、地域の気候変動の状況や適応事例などについて情報収集を行います。	環境課

*クールシェア：夏の節電対策の一つであり、一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけることで、節電につなげようとするものです。

*動物由来感染症：動物から人に感染する病気の総称です。

4. 生活環境の保全

環境施策の柱4－1：公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

取組方針1：公害防止対策の推進

1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前審査を行います。	環境課
2	騒音などの公害防止に向けた調査及び指導を実施するとともに、普及啓発活動を進めます。	環境課
3	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課
4	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	道路課
5	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	交通対策課 道路課
6	廃棄物焼却炉について、法律や県条例に基づき立入検査・指導を行うとともに、野外焼却行為を指導します。	環境課
7	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について助言します。	環境課 建築指導課
8	石綿廃棄物の適正処理に向けて、関係事業者に対する普及、啓発や指導を行います。	環境課

取組方針2：監視・測定体制の充実

1	PM2.5等の大気汚染の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
2	国や県と連携して、ダイオキシン類の測定調査を行い、測定結果を公表します。	環境課
3	道路交通の騒音・振動の監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
4	市内主要施設の放射線量の測定を行い、測定結果を公表します。	環境課 放射線モニタリング所管課

環境施策の柱 4－2：快適なまちなみの形成

魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の高揚、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、『草加市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への配慮等の取組を実施していきます。

取組方針 1：環境美化対策の推進

1	快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみ・たばこのポイ捨てや犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の高揚を図ります。	くらし安全課 廃棄物資源課
2	廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。	廃棄物資源課

取組方針 2：まちなみ景観の向上

1	開発行為*等にあたっては、『草加市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう助言・指導を行います。	開発指導課 都市計画課
2	ゆとりある駅前空間を維持するため、路上駐輪の抑制に向けた対策を進めます。	交通対策課

■コラム：草加市の不法投棄への取組

本市域に休耕田や空き地が増加すると、夜間のうちに建築廃材などの産業廃棄物や粗大ごみが放置されるようになりました。また、幹線道路での信号待ちや渋滞時に停車している一般車両等から空きかんや空きびんなどのごみを道路沿いに投げ捨てる行為が目立つようになりました。ごみは放置されると、さらにごみを呼ぶという現象があります。

そこで町会を中心に、まちからごみをなくそうという運動が始まりました。クリーンふるさと運動は、昭和55年（1980年）に開始し、毎年春と秋の2回、町会・自治会を中心とした130を超える市民団体から5万人以上の方々の参加を得て実施されている住環境の美化の推進を目的とした地域の一斉清掃です。

また、市域の河川には、放置自転車の投げ捨てが多くみられました。そこで、これらの投げ捨てられた自転車などについて、先端にフックが付いたロープで引き上げるサルベージが開始されました。この活動は、サルベージを見せることで大型ごみの不法投棄禁止という意識づけをしながら河川環境の向上を図ろうと、市民団体を中心に現在も続けられています。

毎年実施されるこれらの活動等の成果により、以前と比較すると放置ごみはかなり減少しています。

不法投棄は罰則規定が設けられているほどの重大な違反行為で、その取締りは県と警察が実施していますが、なかなか目が届かないこともあるのが現状です。

地域の見守りで、ごみを放置させないよう環境美化を進めていきましょう。



投棄された自転車のサルベージ

*開発行為：「都市計画法」第4条第12項に規定される、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のことです。

5. 環境に配慮した行動の実践と拡大

環境施策の柱5－1：学校・地域における環境教育・環境学習の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

地域における環境学習については、引き続き、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

取組方針 1：学校における環境教育の推進

1	次世代を担う小中学生を対象に、エネルギー問題や環境問題の意識付けを行います。	指導課
2	小学5年生及び中学2年生の全員による自然教室を通して、自然体験を行い、環境を大切に作る心を育てます。	指導課
3	教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。	指導課
4	学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の回収を行います。	各小中学校 廃棄物資源課
5	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	指導課

取組方針 2：地域における環境学習の推進

1	市民・事業者の環境保全意識高揚のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 生涯学習課 指導課
2	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	環境課
3	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行います。	環境課
4	身近な環境問題について、ホームページや広報、講演会などを通じて情報提供を行います。	環境課
5	市民の環境保全意識高揚のため、環境学習に関する図書や視聴覚資料の活用を図ります。	中央図書館
6	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	環境課
7	地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。	環境課
8	自然保護意識の向上と身近な自然環境を保全するため、観察会等を実施します。	環境課

■コラム：草加市の環境学習

本市では、市民の方々が自然とふれあう機会や自然環境に興味を持つきっかけとなるイベントを市民団体等の協力を得て実施しています。

●そうか生きもの調査

平成 28 年度（2016 年）から市内に生息・生育する野生生物について、市民参加による「そうか生きもの調査」を年 6 回実施しています。柿木田んぼや葛西用水、綾瀬川、獨協大学、松原団地記念公園など野生生物が多く生息する場所で、市民講師と一緒に、キタミソウやツミ、ノウルシなどの希少生物をはじめ、多くの野生生物の観察を行っています。生きもの調査員による個別調査では、家の周りなど身近な場所であらかじめ決めた 42 種の野生生物の調査を行っています。



●学校ビオトープ

本市内の小中学校では、校庭などにビオトープ（生きものの生息・生育環境空間）を造成しています。このビオトープは、生きものの生息・生育環境や環境学習の場となります。



●学校プールにおけるヤゴ調査

学校のプールには、夏から秋にかけてトンボが産卵することから、春にはヤゴが多く生息しています。プールでは清掃によりヤゴは生き残れず、トンボに羽化できません。

各学校と市民団体が協力して、プール清掃前にヤゴを捕獲し、自宅や学校で羽化させることにより、自然環境に関心を持ってもらう取組を実施しています。

環境施策の柱5－2：環境に配慮した行動及び生活の実践

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

また、生物多様性の保全・再生に向けた取組などの環境保全活動の支援や啓発を行い、活動をけん引する次世代を担う人材育成を積極的に行っていきます。

取組方針 1：エコライフの普及、啓発

1	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境課
2	チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。	環境課
3	家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。	環境課

取組方針 2：地域の環境保全活動の充実

1	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	環境課
2	出前講座やそうか生きもの調査等を通して、環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境課

取組方針 3：環境に配慮した活動への支援

1	生物多様性の保全・再生に向けた取組の支援や啓発を実施します。	環境課
2	市民等に対して、市内の清掃活動や美化活動などへの参加を呼びかけます。	環境課 廃棄物資源課
3	日常的な買い物を通して環境問題に対する市民意識を高め、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマ）を育成するため、情報提供や研修会等を行います。	くらし安全課
4	有機農産物の生産振興を図るため、生産者へ減農薬や有機栽培に関する情報提供等の支援を行います。	産業振興課
5	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	環境課
6	事業所と地域住民との融和を図るために行う施設改修等の取組を支援します。	産業振興課
7	事業所に対して環境マネジメントシステム等の普及、啓発を行い、支援します。	産業振興課
8	省エネルギー行動が実践できるよう取組の支援や啓発を実施します。	環境課

取組方針 4：環境保全情報の収集と提供

1	国や県等と連携して、環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境課
2	市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境課
3	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境課

第4章 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（草加市気候変動適応計画を含む）

第4章 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

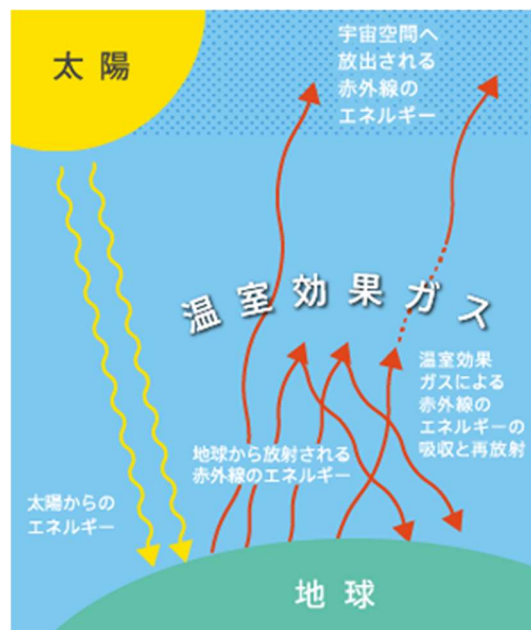
1. 実行計画の背景

（1）地球温暖化とは

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されることで、大気中の温室効果ガス濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。地球温暖化に伴う気候変動として、世界全体で平均気温の上昇が観測されています。

【地球温暖化のメカニズム】



出典：環境省

（2）地球温暖化による影響

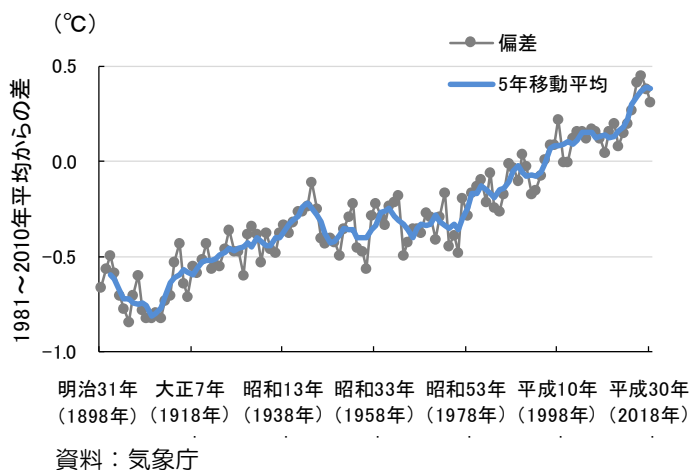
① 世界への影響

地球温暖化による影響として、世界全体での平均気温の上昇が観測されています。

また、海水温の上昇に伴う北極圏の海水やグリーンランド氷床の融解が観測されており、海への流入水量の増加や海水の膨張等により、世界の海面水位は明治34年(1901年)～平成22年(2010年)にかけて0.19m上昇しました。

降水量については、地域により変動にはばらつきがあるとされつつも、局所的豪雨が増加している地域は多くなっており、洪水リスクの増大が指摘されています。

【世界の年平均気温の経年変化】
(1898～2018年)



資料：気象庁

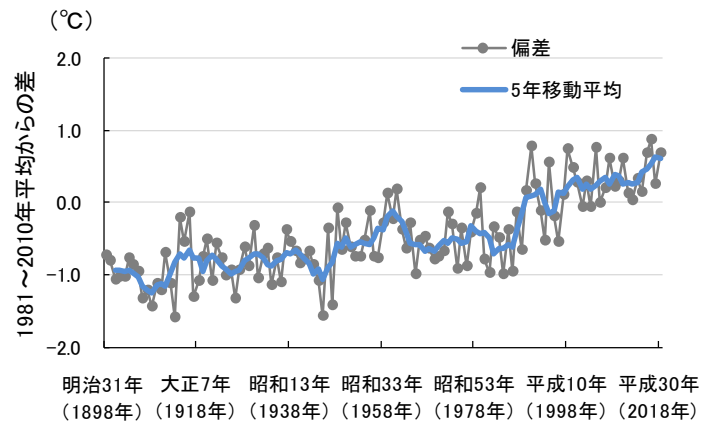
② 日本への影響

明治31年（1898年）以降、日本の平均気温は100年あたりおよそ1.19℃の割合で上昇しています。

気温上昇に伴い、真夏日（最高気温が30℃以上の日）の年間日数は増加傾向にあり、一方で冬日（最低気温が0℃未満）の年間日数は減少しています。

また、降水量については、1日に降る雨の量が100mm以上というような大雨の日数が増加傾向にあります。

【日本の年平均気温の経年変化】
（1898～2018年）



資料：気象庁

■コラム：日本に及ぼす気候変動の影響

環境省及び気象庁は、地球温暖化が日本に及ぼす影響について、現状及び将来予測を報告書へ取りまとめています。その報告書に基づき、日本で21世紀末までに生じると予想されている気候変動の影響は以下のとおりです。

- 日本の平均気温は、現在と比較して最大で4.4℃上昇する
- 1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生回数は、すべての地域・季節で増加する
- 稲などの作物につく害虫の個体数が増加するほか、種により生息域が拡大する
- 年最大日雨量や年最大時間雨量が現在よりも増加する
- 年最深積雪及び年降雪量は、北海道内陸の一部を除き全国的に減少する
- 河川等の水温が上昇するほか、降水量の増加に伴い浮遊砂が増加する など

資料：気候変動の観測・予想及び環境評価統合レポート2018（環境省）



出典：IPCC 第5次評価報告書

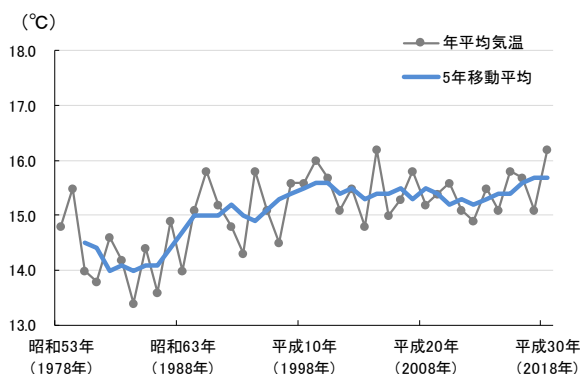
③ 草加市への影響

昭和53年（1978年）～平成30年（2018年）における年平均気温、年間降水量、真夏日及び冬日の年間日数について、草加市に最も近い気象観測所である越谷気象観測所での観測結果を以下に示します。

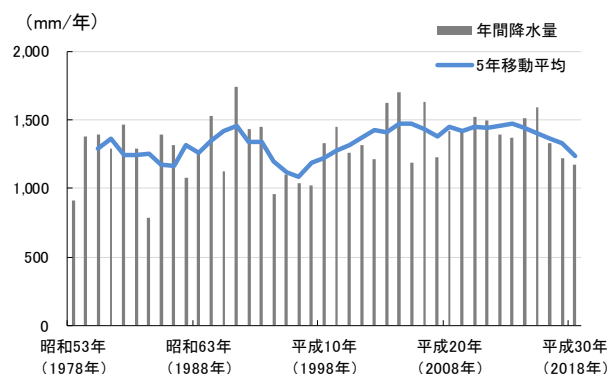
年平均気温は昭和53年（1978年）から平成30年（2018年）にかけて上昇傾向にあります。また、真夏日（最高気温が30℃以上）の年間日数についても、年平均気温と同様に増加傾向にあります。

年間降水量及び冬日（最低気温が0℃未満）については、大きな変動は見られません。

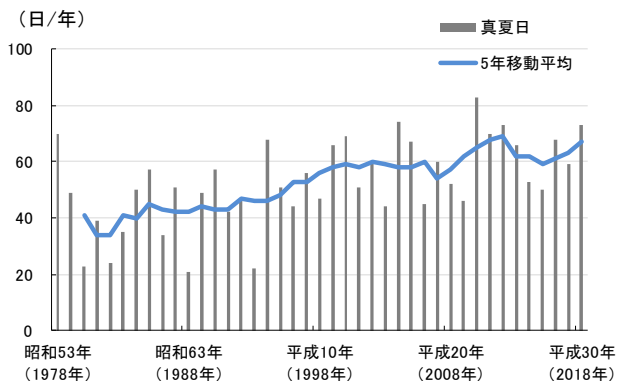
【年平均気温の経年変化】



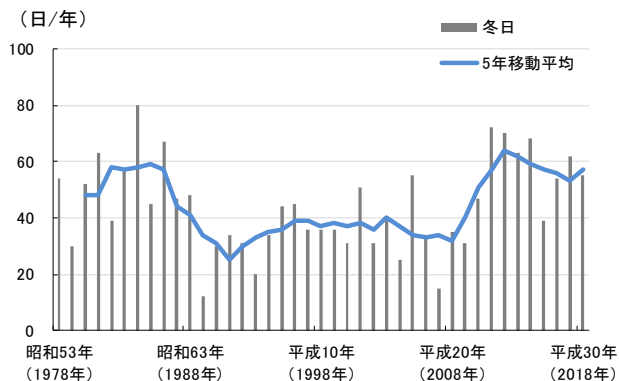
【年間降水量の経年変化】



【真夏日（最高気温が30℃以上）の経年変化】



【冬日（最低気温が0℃未満）の経年変化】



資料：気象庁

■コラム：草加市で既に生じている・将来起こりうる気候変動の影響

草加市でも気候変動による影響が生じてきています。令和元年（2019年）10月の台風19号により、全国的に甚大な被害が発生してしまっている状況であり、本市においても、一部道路の冠水が見られました。

今後も気候変動の影響による集中豪雨の増加や台風の大型化、猛暑・酷暑による熱中症搬送者の増加などが予測されています。

既に生じている気候変動の影響

- ・時間降雨量が50mmを超える短時間強雨の発生
- ・長期間にわたる大量降雨の発生
- ・上流の大量降雨による溢水
- ・植物の開花などの早まりや紅葉などの遅れ
- ・外来種等によるサクラなどの樹木被害が発生
- ・温暖化に適合する又は温暖な地域からの外来種の進出・繁茂・定着・大量発生
- ・温暖化に適合できない在来種の減少
- ・熱中症患者の搬送者数の増加及び症状の重篤化
- ・海面上昇に伴う河川流下能力の低下
- ・大量降雨等に伴う下水道の逆流による汚染水（油等）の流入 など

将来起こりうる気候変動の影響

- ・総降雨量1,000mmを超える大雨の発生
- ・台風の大型化による大量の降雨
- ・上流域も含めた大雨による溢水や破堤
- ・海水面の上昇に伴う河川の流下能力の減少・停止・逆流
- ・も類や水生植物の増加による流下阻害等の発生
- ・年間降雨日数の減少
- ・気温上昇による野生生物の分布域の変化
- ・真夏日の増加と熱中症患者発症率の増加
- ・熱中症などの熱ストレスによる死亡リスクの増加
- ・竜巻や強風による屋根等の破損や停電
- ・大規模災害に伴う停電等による医療機関の機能停止
- ・大型台風の増加によるインフラ・ライフラインへの影響
- ・ヒートアイランド現象と気候変動による大幅な気温上昇 など

(3) 地球温暖化による影響の将来予測

① 世界の気候変化の将来予測

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が平成 26 年度(2014 年度)に公表した「第 5 次評価報告書・統合報告書」では、気候システムに対する人為的影響が明らかであるとともに、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950 年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである」と示されました。

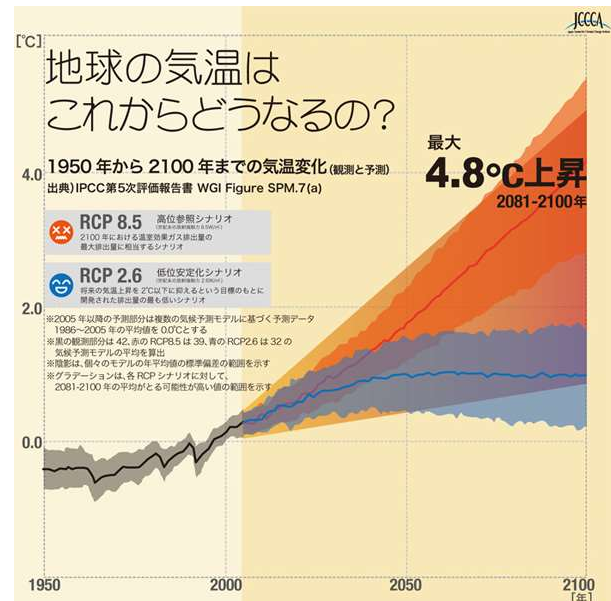
また、本報告書では、気候変動の将来予測を示しており、最も地球への影響が大きい RCP*8.5 シナリオの場合、21 世紀末までに世界の平均気温は 2.6~4.8℃、海面水位は 0.45~0.82m の上昇が見込まれます。

② 日本の気候変化の将来予測

「第 5 次評価報告書」に示される 4 つのシナリオを用いて、日本の 21 世紀末における気候変動について予測が示されています。

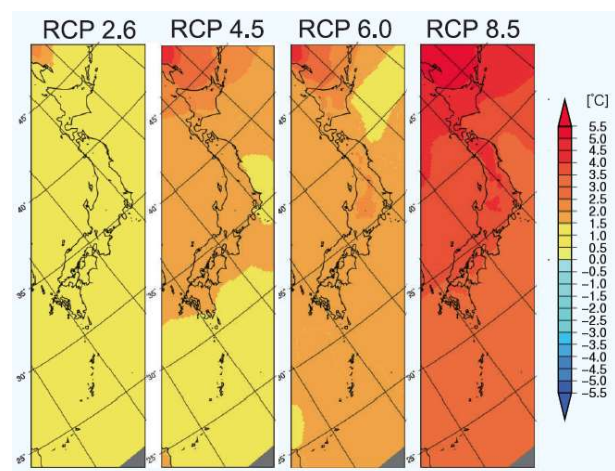
日本でも年平均気温は全国的に上昇し、厳しい温暖化対策を実施した場合 (RCP2.6 シナリオ) で 0.5~1.7℃、温暖化対策を実施しなかった場合 (RCP8.5 シナリオ) に 3.4~5.4℃の上昇が見込まれており、気温上昇の傾向は高緯度地域でより顕著になると予測されています。

【1950 年から 2100 年までの気温変化】



出典：IPCC 第 5 次評価報告書

【日本における年平均気温の変化の分布】



出典：21 世紀末における日本の気候（環境省）

*RCP：代表濃度経路シナリオ (Representative Concentration Pathways) のことであり、IPCC の第 5 次評価報告書・統合報告書において、厳しい温暖化対策を実施した場合 (RCP2.6)、温暖化対策を実施しなかった場合 (RCP8.5)、中間的な温暖化対策をした場合 (RCP4.5、RCP6.5) の 4 種類の温室効果ガス濃度について、気候変動の将来予測を記しています。

③ 草加市の気候変化の予測

環境省及び国立環境研究所が運営するウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム」では、日本国内における気候変動による影響予測結果を公開しています。

21世紀（2081年～2100年）における草加市の気候変動による影響予測結果を、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6シナリオ）、温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5シナリオ）それぞれについて以下に示します。

なお、基準とする「現在」は昭和56年（1981年）～平成12年（2000年）とします。

※「環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」における影響評価の研究成果（S-8データ）で示される4つの気候モデルのうち、主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」の予測結果を引用しました。

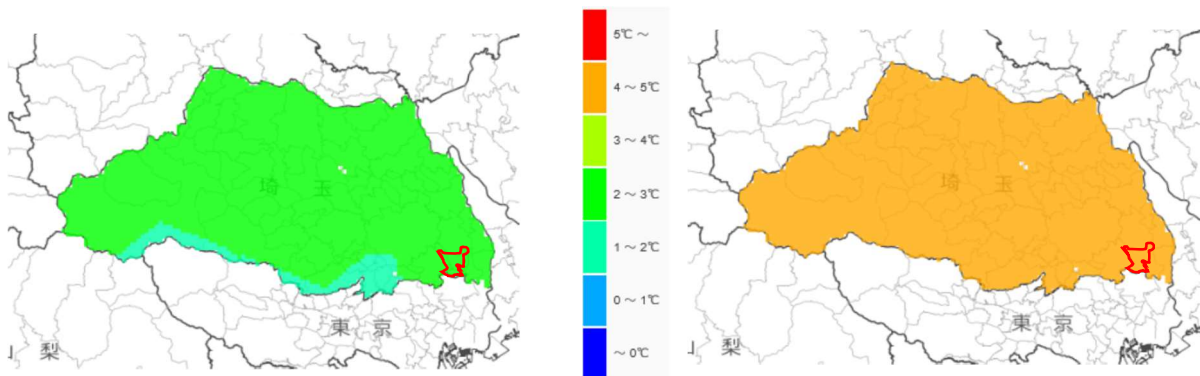
出典：気候変動プラットフォームポータルサイト <http://a-plat.nies.go.jp/webgis/saitama/index.html>（環境省）

年平均気温

年平均気温は、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は2～3℃、温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は4～5℃、現在と比較して上昇すると予測されています。

厳しい温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)

温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)

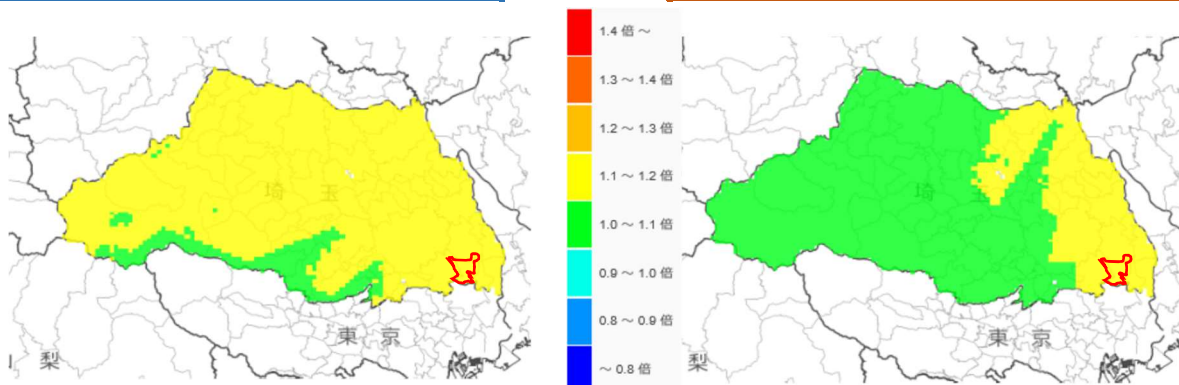


年間降水量

年間降水量は、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）、温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）ともに1.1～1.2倍となり、ほとんど変化はないと予測されています。

厳しい温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)

温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)

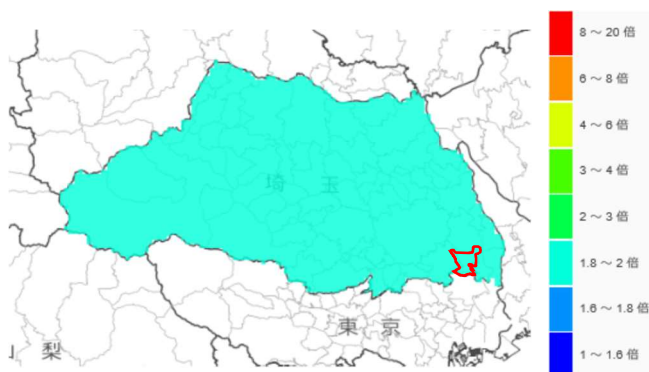


熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は 1.8～2 倍、温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は 4～6 倍、現在と比較して増加すると予測されています。

厳しい温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)

温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)

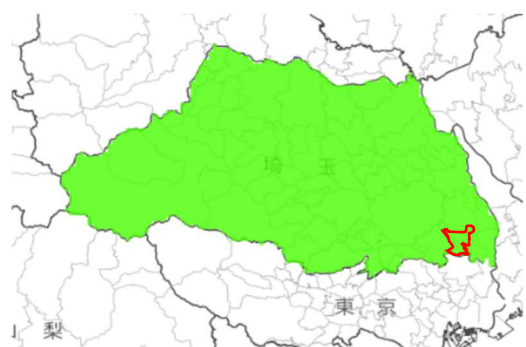


熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）は 1～3 倍、温暖化対策を実施しなかった場合（RCP8.5）は 6～8 倍、現在と比較して増加すると予測されています。

厳しい温暖化対策を実施した場合
(RCP2.6)

温暖化対策を実施しなかった場合
(RCP8.5)



2. 実行計画の目的

国では、平成 28 年度（2016 年度）に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%削減」という新たな温室効果ガス削減目標を掲げました。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には「気候変動適応法」を公布し、気候変動の影響の回避・軽減を目的とした「適応策」の法的位置付けを明確化するとともに、地方公共団体における適応策の策定を努力義務としました。平成 30 年（2018 年）11 月には、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応の推進などの地方公共団体における基本的役割を示しました。

このような背景をふまえて、東日本大震災の発生以降、市民・事業者において「日常的な習慣」として定着してきた節電等の省エネ行動の実践に加え、冷暖房・給湯機器等の高効率化などの緩和策を促進するとともに、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していくために、本市の地域特性や現状を踏まえ適応策の取組を実施することを目的とします。

3. 基準年度及び目標年度

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、平成 25 年度（2013 年度）とします。

目標年度については、国の目標年度のほか、本計画の中間見直し時期や計画最終年度等と整合を図り、短期・中期・長期目標として、令和 5 年度（2023 年度）、令和 12 年度（2030 年度）及び令和 17 年度（2035 年度）とします。

4. 温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガス排出量

平成 28 年度（2016 年度）における本市の温室効果ガス総排出量は 1,277 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）と比較して 87 千 t-CO₂（6.4%）減少しました。

【草加市の温室効果ガス排出量の増減】

（千 t-CO₂）

ガス種	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
二酸化炭素	1,305	1,331	1,265	1,204
メタン	1	1	1	1
一酸化二窒素	7	6	6	7
その他ガス	52	61	65	66
合計	1,365	1,398	1,337	1,277

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

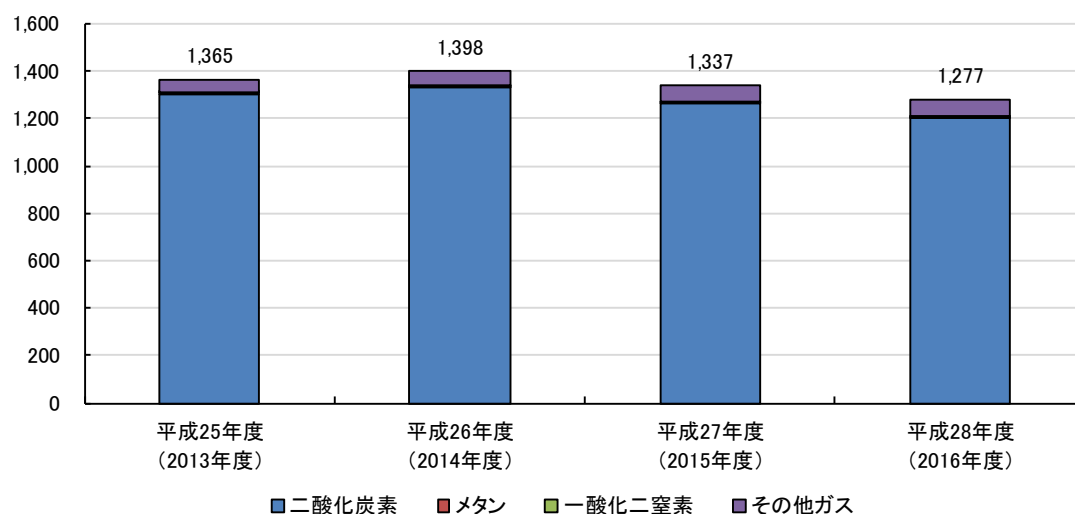
増減量：（千 t-CO₂）、増減率：（%）

ガス種	平成 26 年度-平成 25 年度 (2014 年度-2013 年度)		平成 27 年度-平成 25 年度 (2015 年度-2013 年度)		平成 28 年度-平成 25 年度 (2016 年度-2013 年度)	
	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率
二酸化炭素	26	2.0	-40	-3.1	-102	-7.8
メタン	0	0.0	0	-9.1	0	-9.1
一酸化二窒素	-1	-7.5	0	-6.0	0	-1.5
その他ガス	9	16.8	13	25.1	15	28.2
合計	34	2.5	-27	-2.0	-87	-6.4

※小数点以下の四捨五入により、合計や増減量、増減率における端数は必ずしも一致するものではありません。

【草加市の温室効果ガス排出量の推移】

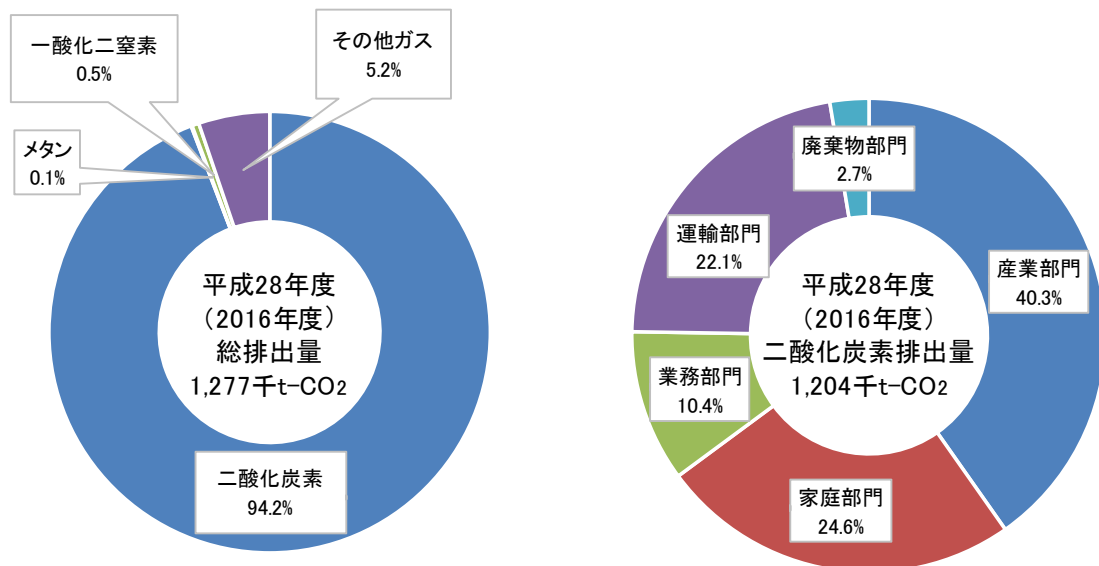
（千 t-CO₂）



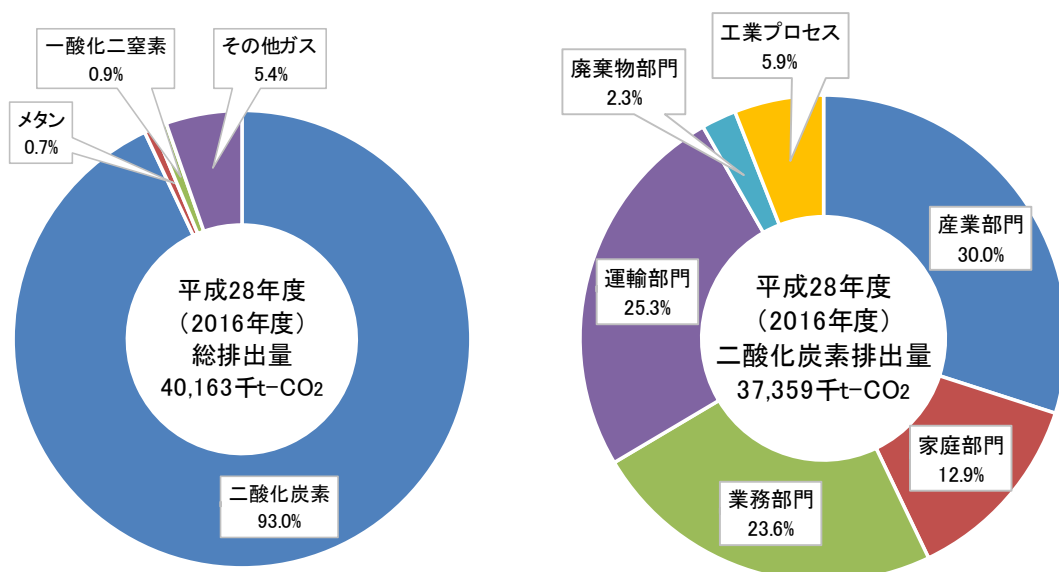
平成28年度（2016年度）における本市の温室効果ガス総排出量をガス種別にみると、総排出量の94.2%を二酸化炭素が占め、その他ガス（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が5.2%でした。

また、二酸化炭素排出量は1,204千t-CO₂であり、部門別内訳は産業部門が40.3%と最も多く、次いで家庭部門が24.6%、運輸部門が22.1%となっています。埼玉県と比較して、本市は産業部門の割合が高いことが特徴となっています。

【草加市の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量の内訳（平成28年度（2016年度））】



【埼玉県の温室効果ガス排出量及び二酸化炭素排出量の内訳（平成28年度（2016年度））】



(2) 二酸化炭素排出量

本市の温室効果ガス排出量のうち、約 9 割を占める二酸化炭素排出量の推移は次表のとおりです。

平成 28 年度（2016 年度）の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度（2013 年度）と比較して全体で 102 千 t-CO₂（7.8%）減少しており、部門別に見ると家庭部門は 45 千 t-CO₂（13.1%）、業務部門は 36 千 t-CO₂（22.5%）減少となりました。

【草加市の二酸化炭素排出量の増減】

（千 t-CO₂）

部門別	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
産業部門	469	518	482	485
家庭部門	341	323	316	296
業務部門	161	158	147	125
運輸部門	285	275	268	266
廃棄物部門	50	56	52	32
合計	1,305	1,330	1,265	1,204

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

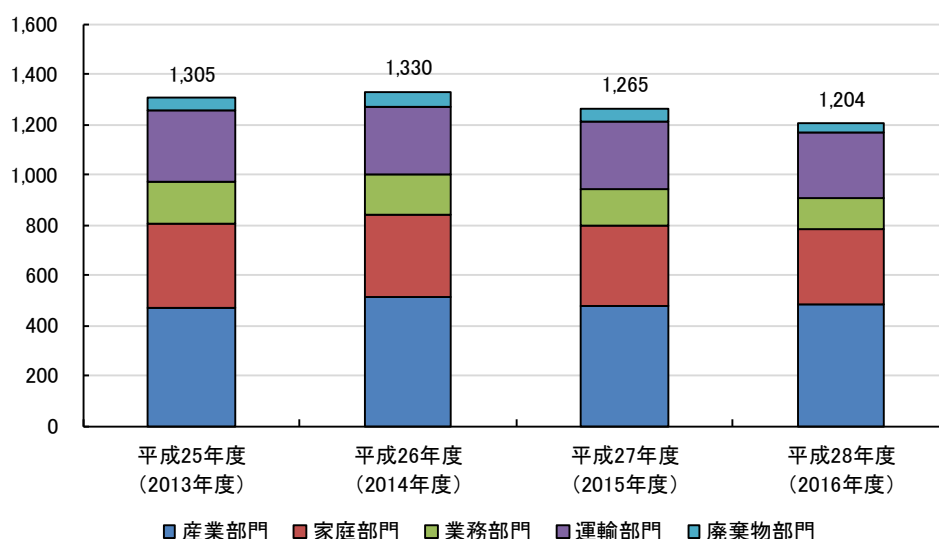
増減量：（千 t-CO₂）、増減率：（%）

部門別	平成 26 年度-平成 25 年度 (2014 年度-2013 年度)		平成 27 年度-平成 25 年度 (2015 年度-2013 年度)		平成 28 年度-平成 25 年度 (2016 年度-2013 年度)	
	増減量	増減率	増減量	増減率	増減量	増減率
産業部門	50	10.6	13	2.8	16	3.4
家庭部門	-18	-5.1	-25	-7.4	-45	-13.1
業務部門	-3	-1.9	-14	-8.6	-36	-22.5
運輸部門	-10	-3.6	-17	-5.8	-19	-6.6
廃棄物部門	6	12.9	2	4.4	-18	-35.7
合計	26	2.0	-40	-3.1	-102	-7.8

※小数点以下の四捨五入により、合計や増減量、増減率における端数は必ずしも一致するものではありません。

【草加市の二酸化炭素排出量の推移】

（千 t-CO₂）



5. 温室効果ガス排出量の推計

（1）削減目標の考え方

本市の温室効果ガス排出量について、本計画の短期・中期目標年度にあたる令和5年度（2023年度）、令和12年度（2030年度）において将来推計を行いました。

推計にあたっては、排出量に大きな影響を及ぼす可能性のある要素として、人口変動、電力排出係数の低減のほか、国の各種省エネルギー対策による増減見込量を考慮しています。

【温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす可能性のある要素】

要素1	人口変動 地球温暖化対策は人為起源の温室効果ガス排出量を減少させようとする趣旨であることを踏まえ、直近年度（平成28年度（2016年度））からの人口変動を考慮
	令和5年度（2023年度）：250,940人（+0.9%） 出典：「1歳階級別将来人口推計結果」 令和12年度（2030年度）：250,607人（+0.8%） （草加市）
要素2	電力排出係数*の低減 「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）で示されたエネルギーミックスから算出された令和12年度（2030年度）の目標値を考慮 ※令和5年度（2023年度）の排出係数は、直近年度（平成28年度（2016年度））の基礎排出係数より令和12年度（2030年度）まで一定の推移で減少したとして推計
	令和5年度（2023年度）：0.43kg-CO ₂ /kWh 出典：「電気事業者における低炭素社会 令和12年度（2030年度）：0.37kg-CO ₂ /kWh 実行計画」（電気事業連合会等）
要素3	国の「地球温暖化対策計画」に基づく各種省エネルギー対策 「地球温暖化対策計画」で示された、令和12年度（2030年度）へ向けた各種省エネルギー対策等による排出量の削減見込量を考慮
	令和12年度（2030年度）：26.0%削減 出典：「地球温暖化対策計画」（環境省） （平成25年度（2013年度）比）

■コラム：将来の電力排出係数

電力排出係数の低減は、日本の掲げる削減目標の達成に大きく期する項目のひとつです。このことを踏まえ、令和12年度（2030年度）における電力排出係数については、日本の「長期エネルギー需給見通し」と整合する電力業界の自主的枠組みの値（0.37kg-CO₂/kWh）としました。

* 電力排出係数：電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標です。「実二酸化炭素排出量÷販売電力量」算出され、「kg-CO₂/kWh」という単位で表されます。

(2) 草加市の温室効果ガス排出量の将来推計【要素 1】

特段の対策を実施しないと仮定した場合、要素 1「人口変動」の影響のみを考慮し、本市の温室効果ガス排出量を推計しました。

直近年度である平成 28 年度（2016 年度）と比較し、令和 8 年度（2026 年度）までは人口が増加すると見込まれることから、平成 25 年度（2013 年度）と比較した温室効果ガス排出量は、令和 5 年度（2023 年度）において 11 千 t-CO₂ の増加になると推定されます。令和 8 年度（2026 年度）以降は緩やかに人口が減少すると見込まれますが、平成 25 年度（2013 年度）と比較した場合、令和 12 年度（2030 年度）では 10 千 t-CO₂ の増加になると推計されます。

【人口変動による増減見込量】

年度	人口 (人)	増減見込量 (千 t-CO ₂)	平成25年度 (2013年度) 比 増減率 (%)
令和5年度 (2023年度)	250,940	11.4	0.8
令和12年度 (2030年度)	250,607	10.4	0.8

(3) 草加市の温室効果ガス排出量の将来推計【要素 2】

要素 2「電力排出係数の低減」の影響を考慮した場合、本市の温室効果ガス排出量は平成 25 年度（2013 年度）と比較し、令和 5 年度（2023 年度）において 63 千 t-CO₂、令和 12 年度（2030 年度）において 123 千 t-CO₂ の減少になると推定されます。

【電力排出係数の低減による増減見込量】

年度	電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	増減見込量 (千 t-CO ₂)	平成25年度 (2013年度) 比 増減率 (%)
令和5年度 (2023年度)	0.43	-63.1	-4.6
令和12年度 (2030年度)	0.37	-122.9	-9.0

（４）草加市の温室効果ガス排出量の将来推計【要素３】

国が令和 17 年度（2035 年度）までに自治体や事業者等と連携して進める各種省エネルギー対策等の効果を推計した場合、本市における平成 25 年度（2013 年度）の温室効果ガス排出量（1,365 千 t-CO₂）と比較し、増減見込量は令和 5 年度（2023 年度）において-91 千 t-CO₂、令和 12 年度（2030 年度）において-148 千 t-CO₂と推計されます。

【国の各種省エネルギー対策等による増減見込量】

部門	省エネルギー対策	令和5年度 (2023年度)		令和12年度 (2030年度)	
		増減見込量 (千 t-CO ₂)	増減率 (%)	増減見込量 (千 t-CO ₂)	増減率 (%)
産業部門	省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	-12.3	-0.9	-20.1	-1.5
家庭部門	住宅の省エネ化（新築・改修）	-14.0	-1.0	-22.8	-1.6
	トップランナー制度*等による機器の省エネ性能向上	-5.7	-0.4	-9.4	-0.7
	高効率な省エネ機器の普及	-18.1	-1.3	-29.6	-2.2
	国民運動の推進	-6.4	-0.5	-10.4	-0.8
	HEMS 等を利用した徹底的な省エネルギーの管理の実施	-8.4	-0.6	-13.8	-1.0
業務部門	トップランナー制度*等による機器の省エネ性能向上	-10.3	-0.8	-16.8	-1.2
	高効率な省エネ機器の普及	-13.0	-1.0	-21.2	-1.6
	国民運動の推進	-0.2	-0.0	-0.3	-0.0
運輸部門	公共交通機関及び自転車の利用促進	-2.1	-0.2	-3.4	-0.2
合計		-90.5	-6.7	-147.8	-10.8

※増減率は平成 25 年度（2013 年度）比で示しています。

*トップランナー制度：電気製品や自動車の省エネルギー化を図るための制度で、市場に出ている同じ製品の中で、最も優れている製品の性能レベルを基準にして、どの製品もその基準以上を目指すものです。

（５）草加市の温室効果ガス排出量の将来推計

本市の温室効果ガス排出量は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて 87 千 t-CO₂ 減少しました。

上述したこれまでの実績に加え、本市の温室効果ガス排出量の将来推計として、人口減少、電力排出係数の低減、国の各種省エネルギー対策等を踏まえた温室効果ガス増減量を見込んだ各目標年度の温室効果ガス排出量は、平成 25 年度（2013 年度）と比較し、令和 5 年度（2023 年度）において 231 千 t-CO₂、令和 12 年度（2030 年度）において 349 千 t-CO₂ 減少となります。

令和 12 年度（2030 年度）における平成 25 年度（2013 年度）比の温室効果ガス増減率は-25.6%であり、これは国の掲げる削減目標（平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%削減）と概ね同等となります。

【草加市の温室効果ガス排出量の将来推計】

区分	項目		温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)	増減率 (%)
基準年度	平成25年度（2013年度）排出量		1,365	—
直近年度	平成28年度（2016年度）排出量		1,277	-6.4
令和5年度 （2023年度）	増 減 量	人口変動	11	0.8
		電力排出係数の低減	-63	-4.6
		各種省エネルギー対策	-91	-6.7
	排出量推計		1,134	-16.9
令和12年度 （2030年度）	増 減 量	人口変動	-1	-0.1
		電力排出係数の低減	-60	-4.4
		各種省エネルギー対策	-57	-4.2
	排出量推計		1,016	-25.6

※増減率は平成25年度（2013年度）の温室効果ガス排出量における割合です。

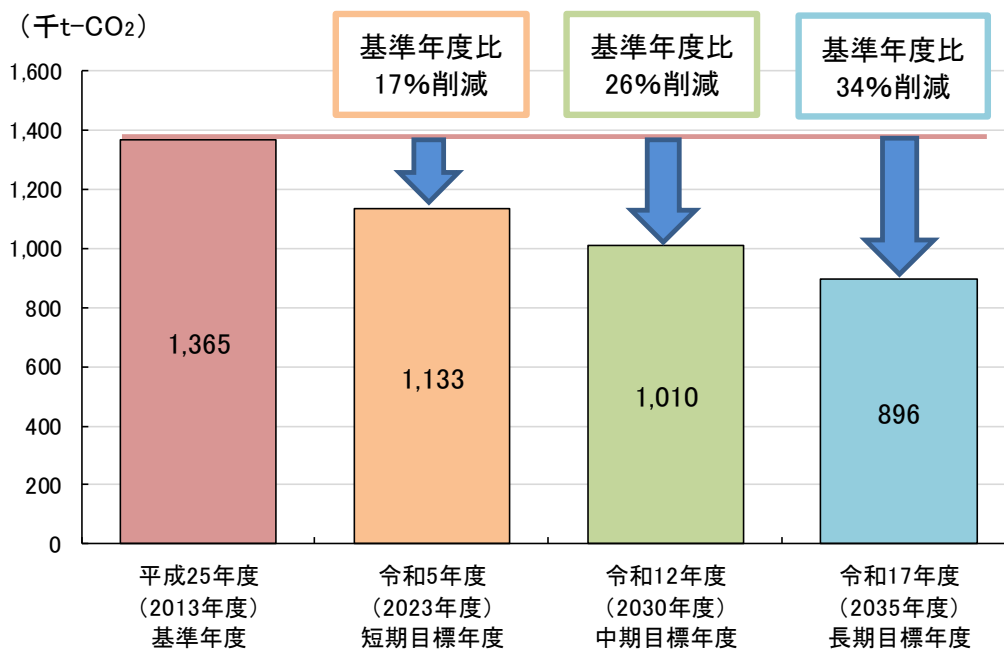
6. 草加市の削減目標

温室効果ガス排出量の将来推計の結果に基づき、本市の温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおりとします。

なお、令和17年度（2035年度）の長期目標については、基準年度から短期目標及び中期目標へのトレンドを踏まえて目標値を設定しました。

**平成25年度（2013年度）比で市内の温室効果ガス総排出量を
令和5年度（2023年度）に17%、
令和12年度（2030年度）に26%、
令和17年度（2035年度）に34%削減する**

【草加市の温室効果ガス排出量の削減目標】



【草加市の温室効果ガス削減目標】

指 標	目標年度	目標値	基準値
市内から排出される温室効果ガス排出量 (平成25年度(2013年度)比)	短期 (令和5年度 (2023年度))	1,133千t-CO ₂ (17%削減)	1,365千t-CO ₂ (平成25年度 (2013年度)実績)
	中期 (令和12年度 (2030年度))	1,010千t-CO ₂ (26%削減)	
	長期 (令和17年度 (2035年度))	896千t-CO ₂ (34%削減)	

7. 温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）

緩和策の推進

地球温暖化の主な要因は、電気やガスといったエネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出により、地球から宇宙へ放出されていた熱が逃げにくくなっているためと考えられており、地球温暖化の緩和には、エネルギーの消費を抑える省エネルギー化が必要です。

本市は、家庭や事業者に重点を置いた省エネルギー化として、市民・事業者への情報提供、HEMSや高効率機器の導入促進等へ取り組んできました。

省エネルギー化を促進する上では、個々の家庭や事業所における取組に加え、少ないエネルギーの使用量でも快適に過ごせるまちづくりを進めることが重要です。

そのため、高効率設備の設置・導入により、エネルギー消費を抑えた建築物への切り替えを図っていくとともに、歩行や自転車等で快適に移動できる交通環境を整備することで、人々の活発な活動とともに温室効果ガスの削減を支援します。

【温室効果ガス排出量削減に向けた取組例】

部門	省エネルギー対策	取組例	令和12年度 (2030年度)	
			削減見込量 (千 t-CO ₂)	増減率 (%)
産業部門	省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進	・産業用ヒートポンプや高性能ボイラーなどの省エネ性の高い設備の導入 など	-20.1	-1.5
家庭部門	住宅の省エネ化（新築・改修）	・新築・改築時における断熱素材の活用などの住宅エネルギー消費性能の向上 など	-22.8	-1.6
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	・トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入 など	-9.4	-0.7
	高効率な省エネ機器の普及	・照明のLED化や高効率空調などの省エネ機器の導入 など	-29.6	-2.2
	国民運動の推進	・クールビズやウォームビズの実践 など	-10.4	-0.8
	HEMS等を利用した徹底的な省エネルギーの管理の実施	・HEMSを利用した消し忘れや過剰使用の防止 など	-13.8	-1.0
業務部門	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	・トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入 など	-16.8	-1.2
	高効率な省エネ機器の普及	・業務用給湯器やLED照明などの省エネ機器の導入	-21.2	-1.6
	国民運動の推進	・クール・チョイス（COOL CHOICE）運動の実施	-0.3	-0.0
運輸部門	公共交通機関及び自転車の利用促進	・公共交通機関の利用によるエネルギー利用の効率化 など	-3.4	-0.2
合 計			-147.8	-10.8

※増減率は平成25年度（2013年度）比で示しています。

■コラム：身近な省エネ活動

家庭の中ではさまざまな電化製品を使用することにより温室効果ガスを排出しています。温室効果ガス削減目標の達成のためには、一つ一つの取組の成果は小さくても市域全体で取り組むことにより大きな効果となります。身近な省エネ活動を心がけ、無理の無い範囲で継続して取り組んでいくことが重要です。

対象	省エネ活動	CO ₂ 削減量 節約金額
照明器具	照明の点灯時間を短くする (54Wの白熱電球1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合)	11.6kg 530円
	電球をLEDランプに取り替える (54Wの白熱電球から9WのLEDランプに替えた場合)	52.8kg 2,430円
エアコン	冷房を必要な時だけつける (冷房を1日1時間短縮した場合)	11.0kg 580円
	夏の冷房時の室温を28℃目安に設定する (外気温度31℃の時、エアコン(2.2kW)の設定温度を27℃から28℃にした場合)	17.8kg 820円
	暖房を必要な時だけつける (暖房を1日1時間短縮した場合)	23.9kg 1,100円
	冬の暖房時の室温を20℃目安に設定する (外気温度6℃の時、エアコン(2.2kW)の設定温度を21℃から20℃にした場合)	31.2g 1,430円
テレビ	画面を明るすぎないように設定する (テレビ(32V型)の画面の輝度を適切にした場合)	41.9kg 1,130円
電子レンジ	野菜の下ごしらえへの利用(ジャガイモ、里芋) (100gの食材を1Lの水に入れて煮た場合と電子レンジを利用した場合の比較)	12.9kg 1,120円
	野菜の下ごしらえへの利用(ほうれん草、キャベツ) (100gの食材を1Lの水に入れて煮た場合と電子レンジを利用した場合の比較)	7.8kg 1,140円
	野菜の下ごしらえへの利用(ブロッコリー、カボチャ) (100gの食材を1Lの水に入れて煮た場合と電子レンジを利用した場合の比較)	8.9kg 1,230円
お風呂	入浴間隔をあげないようにする (2時間放置により4.5℃低下したお湯(200L)を追いかきする場合)	87.0kg 6,880円
電気ポット	長時間使用しない場合は電源を抜く (満タンの2.2Lを沸騰させ、1.2L使用後、6時間保温と再沸騰した場合の比較)	63.1kg 2,900円
電気冷蔵庫	設置温度を適切にする (周辺温度22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合)	36.2kg 1,670円
	ものを詰め込みすぎないようにする (詰め込んだ場合と半分にした場合の比較)	25.7kg 1,180円
エコドライブ	ふんわりアクセル「eスタート」 (最初の5秒で時速20キロを目安に少し緩やかに発進した場合)	194.0kg 10,030円
	加減速の少ない運転 (速度にムラのない運転をした場合)	68.0kg 3,510円
	早めのアクセルオフ (適切にエンジンブレーキを有効活用した場合)	42.0kg 2,170円
	アイドリングストップ (30kmごとに4分間の割合で行った場合)	40.2kg 2,080円

※CO₂削減量と節約金額は、年間効果の目安を算出しています。

出典：家庭の省エネ徹底ガイド 春夏秋冬 2017年8月（経済産業省 資源エネルギー庁）

8. 適応策の取組方針

【草加市気候変動適応計画】

草加市気候変動適応計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画として位置付けられるものです。

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。

本市では、国の気候変動による評価を踏まえて、これらのうち本市に影響が出ると考えられる項目について、選定基準①及び②により抽出し、適応策を講じていきます。

選定基準①：国の適応計画で示されている分野・項目（大項目・小項目）のうち、「重大性」が大きく、「緊急性」及び「確信度」が高いと評価されたものの中から、本市に関係のあるもの

選定基準②：本市の地域特性などから選定する分野・項目（大項目・小項目）

【国の適応計画のうち草加市に関連性が高いと考えられる分野・項目】

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○
		野菜	○	○	○
		果樹	○	○	○
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		病害虫・雑草・動物感染症	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	△
水環境・水資源	水環境	河川	◇	□	□
	水資源	水供給	○	○	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	△	○
		里地・里山生態系（水田等）	◇	△	□
		野生鳥獣の影響	○	○	—
	淡水生態系	河川	○	△	□
	生物季節	生物季節	◇	○	○
	分布・個体群の変動	在来種	○	○	○
		外来種	○	○	△
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	△	△
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	□
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、—：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

出典：気候変動適応計画（環境省）

■コラム：「重大性」「緊急性」「確信度」の評価手法**【重大性】**

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・曝露の規模のそれぞれの要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、専門家判断により、「特に大きい」「『特に大きい』とは言えない」の評価を行っています。例えば、人命の損失を伴う、文化的資産に不可逆な影響を与える、といった場合は「特に大きい」と評価されます。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期のそれぞれの観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」「緊急性は中程度」「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。例えば、既に影響が生じている場合などは「緊急性は高い」と評価され、令和12年（2030年）頃までに影響が生じる可能性が高い場合は「緊急性は中程度」と評価されます。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度のそれぞれの視点により、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。定量的な分析の研究・報告事例が不足している場合は、見解一致度が高くても、「確信度は中程度」以下に評価されることがあります。

気候変動適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書によれば、2081 年から 2100 年の世界の平均地上気温は、可能な限り温暖化対策を施した場合のシナリオでも、昭和 61 年（1986 年）から平成 17 年（2005 年）の平均よりも 0.3～1.7℃上昇すると予測しており、気候変動による影響は避けられない状況になっています。

本市では、これまでも行ってきた熱中症に関する注意喚起・予防、災害に際した避難場所の周知等を適応策として位置付けるとともに、適応策の観点から施策を見直し、健康安全面での対策や浸水被害への対策等をより積極的に推進していきます。

【気候変動に向けた適応策】

分野	取組内容
農業	気候変動による農作物への影響について情報収集を行います。
水環境・水資源	気候変動により引き起こされる水温の変化によって、水質の変化が生じる可能性があるため、河川水質等のモニタリングを実施します。
自然生態系	- 生物季節や生息分布域の変化など生物多様性への影響を把握するため、情報収集を実施します。 - 気候変動の影響やそれに伴うインフラ対策等に対し、生物多様性（市内在来種や希少種を含め）の保全を図ります。
自然災害・沿岸域	- 雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。 - 全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨等による被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。
健康	- 光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。 - 市民・事業者などに対して、室温に応じた空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。 - デング熱やマラリア等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑制に努めます。 - イベントの主催者や管理者に向けて、熱中症対策についての周知や注意喚起などを実施します。 - 日傘・帽子の活用による熱中症の予防を促します。 - 熱中症発症傾向などのデータの蓄積を行い、予防対策などに向けた情報収集を図ります。 - 市民・事業者に対してクールシェアについての情報提供を実施するとともに、市内の公共施設や事業所を「クールオアシスそうか」として設置し、休息施設としての利用を促進します。 - 熱中症の発生を予防するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報の提供を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。
国民生活・都市生活	- 地表面や建物の緑化、グリーンカーテンの設置等により、ヒートアイランド現象の軽減に向けた取組を誘導します。 - 渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。

【気候変動に向けた適応策】

分野	取組内容
全分野横断	- 気候変動への適応策について、将来的に周辺環境への影響や問題が生じないように、適切な知識の周知や注意喚起などを実施します。 - 気候変動適応法に基づき、国や県などの関係機関との連携により、地域の気候変動の状況や適応事例などについて情報収集を行います。

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくために、市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

(1) 市民・事業者

本計画に掲げた施策の推進には、市民・事業者の協力が不可欠であり、それぞれの自主的な活動、協働による取組が推進されるよう周知を図ります。

(2) 草加市環境審議会

本計画を推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、市民・事業者・学識経験者等を構成員として、草加市環境基本条例に基づき設置する「草加市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

(3) 草加環境推進協議会

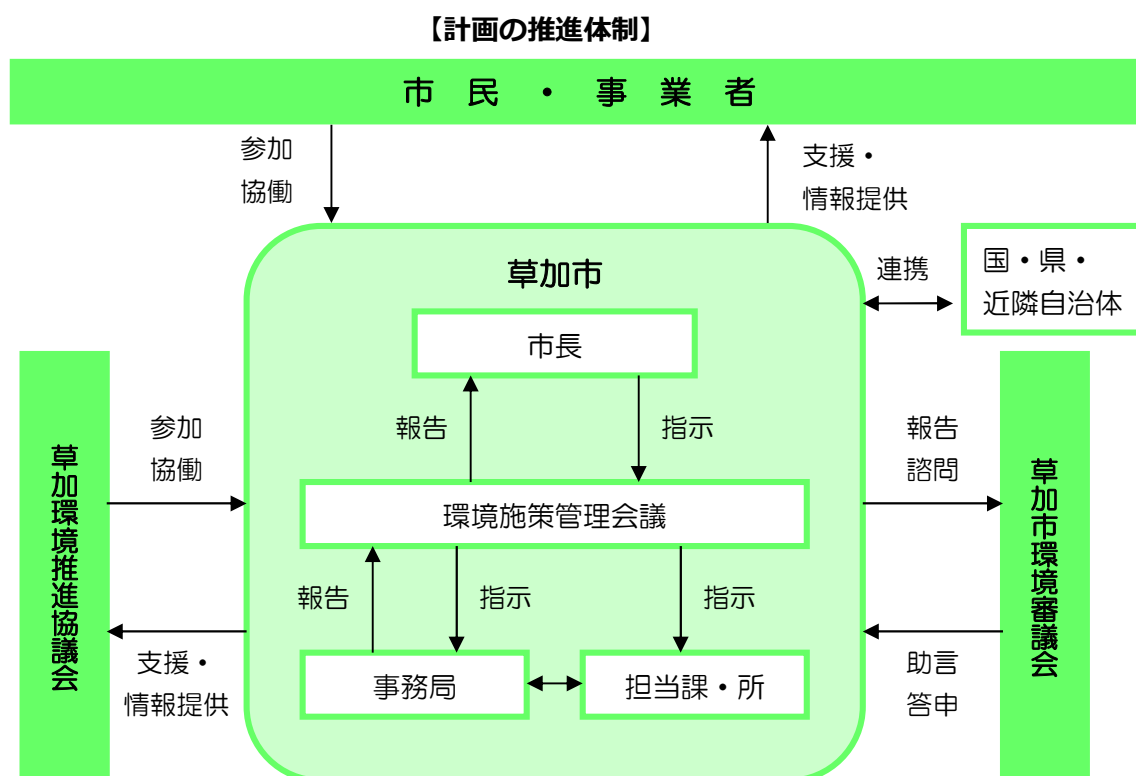
本計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、市民・事業者により構成された「草加環境推進協議会」と市は、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働により事業を推進していきます。

(4) 環境施策管理会議（環境会議）

本計画に掲げた施策の推進には多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「環境施策管理会議」による推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

(5) 広域的な連携

国、県及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいきます。



2. 計画の進行管理

行政評価及び草加市環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより、環境施策の実施状況の把握、評価及び次年度の取組への反映を行います。

なお、進捗評価については、以下に示す手順に基づいて実行します。

（１）事業活動指標の設定

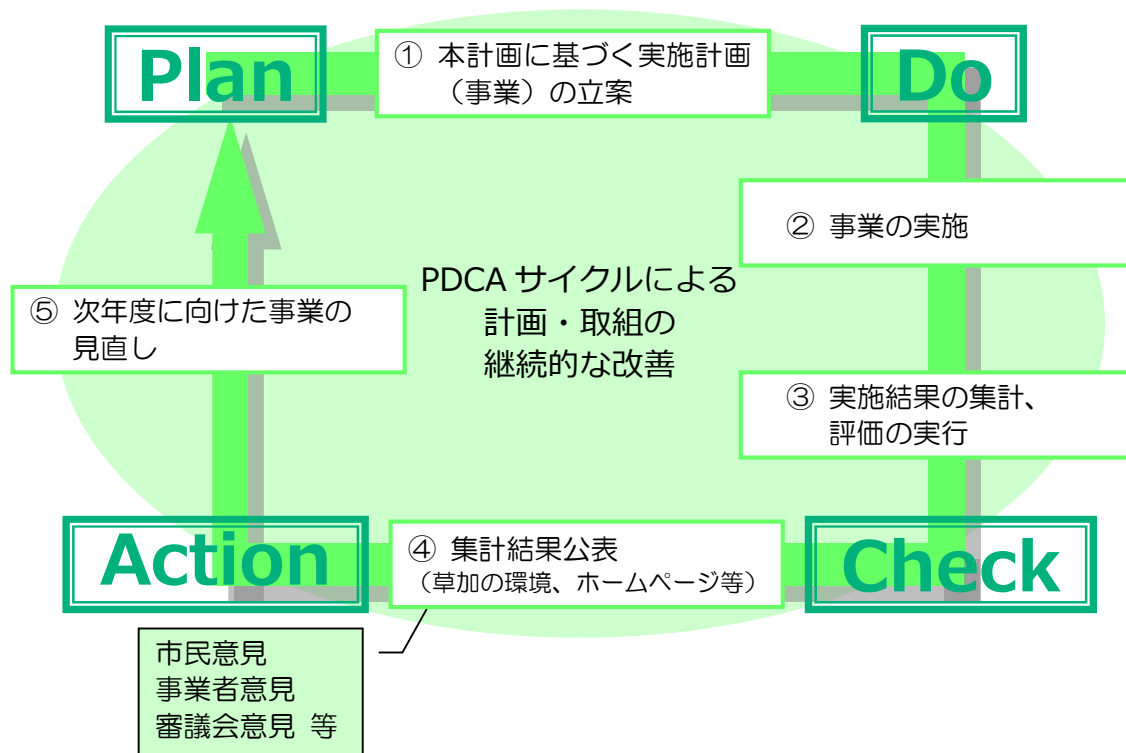
取組ごとの事業活動指標は、計画策定時に各取組の担当部署を明らかにした上で、年度実施計画のなかで各担当部署が取組成果を測る目安となる指標と目標値を自ら設定し、取組を推進していきます。

（２）進捗評価シートによる評価とりまとめ

毎年度、担当部署は「進捗評価シート」に取組ごとの年度実績と自己評価などを記入し、環境課へ提出します。環境課は、担当部署が提出する「進捗評価シート」を取りまとめ、環境目標ごとに総合評価を実施し、計画の進捗状況及び改善点を把握します。

改善点については、担当部署と協議の上で内容、手法等の見直しを実施します。また、総合評価結果は、市長等への報告の他、『草加の環境』で毎年公表します。

【PDCA サイクルによる計画の進行管理】



参考資料

資料 1 草加市環境基本条例

〔平成12年3月28日〕
〔条 例 第 18 号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等（第7条—第24条）

第3章 環境審議会（第25条—第32条）

附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

（施策の策定等に当たっての環境への配慮）

- 第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。

（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（報告書の作成）

- 第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

（事業等に係る環境への配慮）

- 第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制措置）

- 第12条 市は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

（助成措置）

- 第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

（資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進）

- 第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進等）

- 第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進）

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に
行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の提供）

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び
法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供する
ように努めるものとする。

（市民の意見の反映）

第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監
視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（環境監査）

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うと
ともに、その普及に努めるものとする。

（民間団体等との連携）

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう
その連携に努めるものとする。

（総合調整のための体制の整備）

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するも
のとする。

（地球環境の保全）

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるも
のとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力
の推進に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉
県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

（環境審議会の設置）

第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規
定に基づき、草加市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。

（組織）

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員

（任期）

第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
(委任)

第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成12年条例第18号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。
(草加市生活環境保全に関する基本条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 草加市生活環境保全に関する基本条例（昭和47年条例第47号。以下「旧草加市生活環境保全に関する基本条例」という。）
 - (2) 草加市公害対策審議会条例（昭和45年条例第43号）
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際旧草加市生活環境保全に関する基本条例第6条の規定により実施している施策は、この条例第4条の規定により実施している施策とみなす。

資料 2 達成目標の状況と見直し理由

(1) 長期達成目標

長期達成目標（令和 17 年度（2035 年度）達成目標）の状況

指標	単位	基準値 (平成 26 年度 2014 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	目標値 (令和 17 年度 2035 年度)
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	—	河川類型 C	河川類型 C	河川類型 B
市内で確認された猛禽類（鳥類）の 子育て（繁殖・営巣）	種	1	1	4
市内から排出される温室効果ガス排出量 (平成 17 年度（2005 年度） 1,346 千 t-CO ₂) 比	千 t-CO ₂	1,327 (削減率 1%) (平成 24 年度 2012 年度)	1,171* (削減率 13%) (平成 28 年度 2016 年度)	270 (約 80%削減)
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合	%	84.6	85.7	100
まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	12.7	41.8	50.0
地域の環境活動に参加したことがある 市民の割合	%	15	13.6	50

*平成 17 年度（2005 年度）を基準として、電力排出係数を 0.368 kg-CO₂/kWh で固定して温室効果ガス排出量を算定しているため、本計画の第 2 章における現状値（平成 28 年度（2016 年度）1,277 千 t-CO₂）とは異なる値となっています。

見直し後の長期達成目標（令和 17 年度（2035 年度）達成目標）

指標	単位	目標値 (令和 17 年度 2035 年度)	見直し理由
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	—	河川類型 B	目標未達成のため目標値を継続した。
市内で確認された猛禽類（鳥類）の 子育て（繁殖・営巣）	種	4	目標未達成のため目標値を継続した。
市内から排出される温室効果ガス排出量 (平成 25 年度（2013 年度） 1,365 千 t-CO ₂) 比	千 t-CO ₂	896 (34%削減)	平成 28 年度（2016 年度）に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度及び目標を変更した。
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合	%	100	目標未達成のため目標値を継続した。
まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	70.0	目標の達成状況を踏まえて、より高い目標へと変更した。
地域の環境活動に参加したことがある 市民の割合	%	50	目標未達成のため目標値を継続した。

(2) 短期達成目標

短期達成目標（令和元年度（2019 年度）達成目標）の状況

指標		単位	基準値 (平成 26 年度 2014 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	目標値 (令和元年度 2019 年度)
河川水質 BOD75%値	綾瀬川（中曽根橋）	mg/l	3.6	2.5	3.4
	綾瀬川（手代橋）	mg/l	3.5	2.5	3.3
	古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	mg/l	4.4	3.4	4.2
	伝右川（伝右橋〈下〉）	mg/l	2.9	2.6	2.7
	毛長川（鷺宮橋）	mg/l	2.5	2.1	2.3
	辰井川（上町境橋）	mg/l	3.6	3.1	3.4
河川異常水質事故件数		件	22	19	18
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数		種	—	14	27
公園・広場等の面積		ha	52.82	57.82	53.14
緑化推進団体の数		団体	40	44	45
市内から排出される温室効果ガス排出量 基準年（平成 17 年度（2005 年度） 1,346 千 t-CO ₂ ）比		千 t-CO ₂	1,327 (削減率 1%) (平成 24 年度 2012 年度)	1,171* (削減率 13%) (平成 28 年度 2016 年度)	1,050 (22%削減)
太陽光発電システムの年間発電量		MWh	10,308	—	14,000
市民 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量		g	523	503	504
資源化率		%	20	18.6	21.7
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の 環境基準達成割合		%	84.6	85.7	92
まちなみの美しさに対する市民の満足度		%	12.7	41.8	20
市内 4 駅周辺における昼間の 放置自転車数		台	105	62	65
エコライフデイへ取り組む市民の数		人	71,655	70,035	73,000
草加環境推進協議会との協働による イベント等の参加者の満足度		%	—	74.0	90

*平成 17 年度（2005 年度）を基準として、電力排出係数を 0.368 kg-CO₂/kWh で固定して温室効果ガス排出量を算定しているため、本計画の第 2 章における現状値（平成 28 年度（2016 年度）1,277 千 t-CO₂）とは異なる値となっています。

見直し後の短期達成目標（令和５年度（2023年度）達成目標）

指標		単位	目標値 (令和５年度 2023年度)	見直し理由
河川水質 BOD75%値	綾瀬川（中曽根橋）	mg/l	2.2	全ての地点で目標を達成していたため、直近年数年の経年変化より、改めて目標値を算出し、より高い目標を設定した。また、古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）については、長期目標の河川類型Bの水質基準を満足する値を設定した。
	綾瀬川（手代橋）	mg/l	2.2	
	古綾瀬川（綾瀬川合流地点前）	mg/l	3.0	
	伝右川（伝右橋 下）	mg/l	2.3	
	毛長川（鷺宮橋）	mg/l	1.9	
	辰井川（上町境橋）	mg/l	2.9	
河川異常水質事故件数		件	0	水質異常事故については、本来あってはならないため厳しい目標を設定した。
古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数		種	27	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
公園・広場等の面積		ha	58.19	目標を達成したため、今後の計画等を踏まえ、より高い目標を設定した。
緑化推進団体の数		団体	49	過年度の推移状況を踏まえて、より高い目標へと変更した。
ビオトープ保全活動参加者数		—	月平均 50人以上	「生物多様性そうか戦略」との整合を図るため、新規に短期目標として設定した。
市内から排出される温室効果ガス排出量 （平成25年度（2013年度） 1,365千t-CO ₂ ）比		千t-CO ₂	1,133 (17%削減)	平成28年度（2016年度）に閣議決定された国の新たな「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度及び目標を変更した。
市内の太陽光発電システムの導入容量		kW	21,000	太陽光発電システムの年間発電量の把握ができない状況となったため、新たな目標を設定した。
市民1人1日当たり可燃ごみ排出量		g	495	目標を達成しているため、新たな目標を設定した。目標値の設定に当たっては、「食品ロス」等の廃棄物排出削減の普及状況を踏まえて設定した。
資源化率		%	19.8	「草加市ごみ処理基本計画」の将来予測を基に目標を設定した。（急速なペーパーレス化等により、新聞・雑誌等の古紙等集団回収量が近年大幅に減少しており、今後も減少していくと予想される。）
大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合		%	92	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
まちなみの美しさに対する市民の満足度		%	50	目標値20%のところ、現状値：平成30年度（2018年度）実績41.8%のため、目標値50%としています。
市内4駅周辺における昼間の放置自転車数		台	55	目標を達成したため、今後の計画等を踏まえ、より高い目標を設定した。
エコライフデイへ取り組む市民の数		人	73,000	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度		%	90	目標の達成に至っていないため、見直し前の目標に、引き続き取り組んでいくこととした。
そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数		—	年300人以上	「生物多様性そうか戦略」との整合を図るため、新規に短期目標として設定した。

資料 3 計画の策定経過

日時		検討内容
令和元年 (2019 年)	7 月 10 日	ワーキンググループ第 1 回会議の実施
	7 月 26 日	令和元年度第 1 回草加市環境審議会での概要説明
	7 月 31 日	草加環境推進協議会例会での概要説明
	8 月 22 日	ワーキンググループ第 2 回会議の実施
	9 月 19 日	草加環境推進協議会例会での意見交換
	10 月 3 日	草加環境推進協議会環境基本計画検討会（第 1 回）での検討
	10 月 15 日	令和元年度第 2 回草加市環境審議会での協議
	10 月 29 日	草加環境推進協議会環境基本計画検討会（第 2 回）での検討
	10 月 30 日	草加環境推進協議会例会での意見交換
	11 月 13 日	令和元年度第 3 回草加市環境審議会での協議
	12 月	市議会会派説明
	12 月 20 日～1 月 20 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 (2020 年)	1 月 日	パブリックコメント結果の公表
	2 月 日	環境会議での最終案の検討
	2 月 日	令和元年度第 4 回草加市環境審議会からの答申
	3 月	最終案の決定（市長決裁）

■組織の説明

草加市環境審議会	市民、学識経験者、関係団体などで構成し、環境に関する基本的事項を調査する組織
草加環境推進協議会	市内の複数の環境団体で構成し、啓発や環境整備施設の維持管理など、「人と自然がともに生きるまち 草加」の実現に向け活動する団体
草加環境推進協議会 環境基本計画検討会	草加環境推進協議会の環境基本計画を検討する組織
環境会議	環境基本計画の推進及び進行管理を行う、副市長・教育長・部局長・市長室長による組織
ワーキンググループ	環境指導員会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の関係各課担当者の組織
環境指導員会議	環境会議に先立ち、庁内の意見の集約と検討を行う市の副部長級の組織

資料 4 草加市環境審議会名簿

令和元年（2019年）7月18日現在
任期 令和元年（2019年）7月18日～令和3年（2021年）7月17日

役職	氏 名	区分	団体等
会長	瀬田 恵之	学識経験者	環境カウンセラー
副会長	菅 藤男	関係団体の役職員	（公財）埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部
	中田 照夫	市民	公募
	風見 泰子	市民	公募
	森永 功	市民	草加市町会連合会
	勝浦 雅和	事業者	草加商工会議所
	松村 周憲	事業者	草加八潮工業会
	渡邊 明男	事業者	草加市農業振興協議会
	一之瀬 高博	学識経験者	獨協大学
	小林 憲生	学識経験者	埼玉県立大学
	宮田 尚美	学識経験者	NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会
	渡邊 明海	関係団体の役職員	草加環境推進協議会
	西谷 栄子	関係団体の役職員	草加市女性会議
	成尾 耕治	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所
	長棟 美幸	関係行政機関の職員	埼玉県草加保健所

資料5 温室効果ガス排出量の将来推計手法

令和5年度（2023年度）及び令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量について、直近年（平成28年度（2016年度））の現況推計結果より将来推計を行いました。

各部門の将来推計手法は、以下のとおりです。

●将来温室効果ガス排出量の推計方法

部門	温室効果ガス排出量の推計手法
産業部門	■人口変動 直近年の産業部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の産業部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
家庭部門	■人口変動 直近年の家庭部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の家庭部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
業務部門	■人口変動 直近年の業務部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■電力排出係数の低減 直近年の業務部門電力消費量に人口変動の影響を考慮の上、直近年及び低減後の電力排出係数（2016 年度：0.49 kg-CO₂、2023 年度：0.43kg-CO₂、2030 年度：0.37kg-CO₂）に基づき推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計
運輸部門	■人口変動 直近年の運輸部門排出量に推計年度の人口増減率（2023 年度値（推計値）または2030 年度値（推計値）/2016 年度値）を乗じて推計 ■国の省エネルギー対策等 国の省エネルギー対策における削減見込量に按分指標（草加市/国）を乗じて推計

資料 6 用語集

●あ行

アイドリング・ストップ

自動車などが走行していないとき、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを停止させること。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果があることから、自動的に行う機構を採用する車種が増えている。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年（1989 年）に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称であり、石炭、重油を燃焼する際に発生する。水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になるほか、呼吸器疾患を引き起こす大気汚染物質である。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響があるほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする働きがある。

エコ・クッキング

環境に配慮した料理をすることだけでなく、「買い物」「調理」「片づけ」の一連の流れを通して、環境にやさしい食生活を送ること。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキといった行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策であり、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、省エネやごみ減量など、環境に配慮して生活すること。

エコライフチェックシート

行動項目を示したチェックシートによる取組は、削減効果の視覚化が図られ、省エネ、省資源行動の意識付け、動機付けに有効である。「草加わが家の環境宣言」は1日、1週間、1か月の行動項目を家族でチェックするシートとして、普及・啓発している。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することをいう。

屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策、建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁茂させることを「みどりのカーテン」とよぶ。

オゾン層の破壊

フロンが引き起こす現象であり、かつてはスプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などからフロンが排出されていた。

オゾン層は太陽光線の中の有害な紫外線を吸収することにより、生命を保護する役割を果たしているが、フロンは大気中でほとんど分解されず、成層圏中のオゾンを破壊してしまう。オゾン層が減少すると、地表に達する有害紫外線の量（UV-B）が増え、皮膚ガンや白内障などの増加、免疫機能の低下や成長阻害をはじめとする生態系への影響など様々な悪影響が引き起こされる可能性がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

●か行

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題である海洋プラスチックごみによる環境汚染について、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための国の具体的な取組を取りまとめたもの。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種であり、マングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことであり、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがある。有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、ここまでは汚染してもよい、またはこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

「環境基本法」第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成6年（1994年）に第一次計画、平成12年（2000年）に第二次計画、平成18年（2006年）に第三次計画、平成24年（2012年）に第四次計画、平成30年（2018年）に第五次環境基本計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』では、持続可能開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための6つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測る「ものさし」を示す。例えば、オイカワは水質の悪化などが原因で生息分布が減少することから、オイカワの生息分布は水辺環境の指標になる。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響のうち、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組みである。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により地球温暖化の進行を食い止めるための対策であり、省エネや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO₂の吸収源対策などが挙げられる。

気候変動適応計画

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、平成30年（2018年）11月27日に「気候変動適応計画」が閣議決定された。

この計画の第1章では、気候変動適応に関する施策の基本的方向（「目標」「計画期間」「関係者の基本的役割」「基本戦略」「進捗管理等」）、第2章では気候変動適応に関する分野別施策（「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）、第3章では気候変動適応に関する基盤的施策について記載している。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることと、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律である。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和63年（1988年）に、UNEPとWMOにより設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

クールシェア

夏の節電対策の一つであり、一人で1台のエアコンを使用するのではなく、家庭や町の中の涼しい場所になるべく複数の人で集まって過ごすように心がけることで、節電につなげようとするもの。

クール・チョイス

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年（2001年）には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

グリーンコンシューマ

環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者をいう。環境に配慮した製品をあえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。このような消費者が増大することで、リサイクル商品をはじめとする環境配慮商品が市場に出回る効果を持つ。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる有用資源の再資源化を促進するために制定された法律である。使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物適正処理を図ることで、循環型社会形成を推進することとしている。

●さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称である。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

資源化率

家庭から出た「ごみ」のうち、新たに再生資源として生まれ変わった割合のこと。例えば、粗大ごみや不燃ごみは、リサイクルセンターで破碎処理をし、様々な破片に分解したあと、物質の種類ごとに分別・集約し、それをまとめて原材料として市場へ循環させる。多くの「ごみ」は資源化が可能である。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律である。「再生資源利用促進法」（平成3年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、平成12年（2000年）に制定された。

同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年（2000年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。『第四次循環型社会形成推進基本計画』では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和 7 年（2025 年）までに国が講ずべき施策を示している。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品リサイクル

食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用を行うこと。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

親水・親水空間

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散策したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえられている。

生産緑地

良好な都市環境の形成や災害時の避難地として貴重な役割をもつ市街地の農地を保全するため、「都市計画法」に基づく地域地区として指定を受けた農地のこと。固定資産税を軽減する一方、30年にわたり農地として保全する義務がある。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生態系ネットワーク

すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークのこと。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性そうか戦略

第二次草加市環境基本計画に基づき、生物多様性の保全と活用に向けた取組を重点的に進め、市民や事業者等に生物多様性に対する理解の促進を図るために平成31年（2019年）3月に策定した計画のこと。

生物多様性基本法

平成20年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性保全県戦略（埼玉県）

平成30年（2018年）に策定された、埼玉県の生物多様性地域戦略のこと。埼玉県の生物多様性の保全を目的とし、生物多様性に関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資する取組内容を示している。

創エネルギー

エネルギーを生産すること。エネルギーを節約する（省エネ）だけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方を指す。

●た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性・免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

大気汚染防止法

昭和43年に制定された「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的」とした法律である。

太陽光発電

太陽光などの光の照射を受けて、そのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置のこと。光起電力効果を利用した光電変換素子の一種である。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理である。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

COP21 で採択されたパリ協定や昨年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。計画では、令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～（埼玉県）

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」を踏まえ、地球温暖化対策推進委員会幹事会において、県内への影響評価や既存施策等の点検、今後の取組の方向性を整理した報告書「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」をまとめており、埼玉県の計画的な適応策の推進における指針となるものであることから、埼玉県の適応計画として位置付けている。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

窒素酸化物

一酸化窒素（NO）と、二酸化窒素（NO₂）が主なものであり、石油やガスなどの燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房など様々なものがある。

大気汚染物質を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物という。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグを引き起こす。また、窒素酸化物は大気中で硝酸に変化し、雲に取り込まれ、やがて強い酸性を示す雨となって地上に降り注ぐ。

庁内率先実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガス排出抑制のための行動計画のこと。草加市では全庁で取り組んでいる。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称である。「動物由来感染症」は、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。

感染する病原体（ウィルス、細菌、寄生虫など）によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」（平成16年）によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官なども含む。同法で規定する「外来生物」は、「海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令により定められる。

都市計画マスタープラン

平成4年（1992年）の「都市計画法」の改正により、市町村自らが当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画である。

●な行

燃料電池給湯器（エネファーム）

省エネ効果の高い高効率機器の一つである。都市ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて「発電」し、さらに、発電の際に発生する熱を捨てずに「給湯」に利用するシステムのこと。

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置であり、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

●は行

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができる。

パリ協定

平成27年（2015年）12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ビオトープ

本来は、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんの内、 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下の粒子状物質のことを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である。

●ま行

水循環基本法

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること目的とした法律である。

緑の基本計画

「都市緑地保全法」の改正により創設され、市町村が策定主体となって作成する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画である。

猛禽類

タカ目、フクロウ目の鳥の総称である。一般的には鋭い嘴と爪を持ち、主に昆虫類や哺乳類、鳥類を捕食する。

●や行

屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。

有害化学物質

有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

●英数

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素（ CO_2 ）や水に分解されるときに消費される酸素の量をいう。単位は mg/ℓ で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

Eco-DRR

「生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based disaster risk reduction ; Eco-DRR）」は、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策である。このような Eco-DRR は、減災と気候変動適応の双方を達成する効果的なアプローチの一つとなる。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

PCB

PCB とは Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称かつポリ塩化ビフェニル化合物の総称である。分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより、理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

PM2.5（微小粒子状物質）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを指し、健康への影響が懸念されている。

ppm

parts per million の略である。百万分率を示す単位であり、大気汚染の濃度表示などに用いられる。例えば、 1m^3 （100 万 cm^3 ）の空気中に 1cm^3 の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppm と表示する。

RCP

政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだシナリオが作られた。このシナリオを RCP (Representative Concentration Pathways) シナリオという。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードであり、「リデュース (Reduce) 廃棄物の発生抑制」、「リユース (Reuse) 再使用」、「リサイクル (Recycle) 再生利用」の頭文字をとったもの。

第二次草加市環境基本計画（第二版）（素案）

令和元年 11 月

編集・発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550 草加市高砂一丁目 1 番 1 号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030

E-mail : kankyoka@city.soka.saitama.jp

